

参考資料 (雇用保険制度関係)

雇用調整助成金・休業支援金

雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※3)

休業支援金等

		～4月末	5月～12月
中小企業	原則的な措置	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	—	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

		～4月末	5月～12月
中小企業	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※5)	—	8割 11,000円
大企業 (※4)	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※5)	—	8割 11,000円

(※1)緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(～4月末は大企業のみ。)

※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。

※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

(※4)大企業はシフト制労働者等のみ対象。

(※5)休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※1)。なお、上限額については月単位での適用とする。

(例:5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

(※2)生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主

(※3)原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断

地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断

雇用調整助成金の支給状況について

◆ 令和2年度決算額及び令和3年度財源確保額：4兆6,405億円（うち雇用調整助成金：4兆2,490億円、緊急雇用安定助成金：3,915億円）

	支給申請件数（件）		支給決定件数（件）		支給決定額（億円）	
		累計		累計		累計
～6/11	-	3,789,891(882,261)	-	3,651,791(843,325)	-	37,277(2,620)
6/12～6/18	54,719(12,848)	3,844,610(895,109)	68,132(15,488)	3,719,923(858,813)	550(48)	37,826(2,669)
6/19～6/25	56,561(13,588)	3,901,171(908,697)	63,342(14,522)	3,783,265(873,335)	535(43)	38,362(2,712)
6/26～7/2	74,236(17,755)	3,975,407(926,452)	63,081(14,812)	3,846,346(888,147)	464(37)	38,826(2,749)
7/3～7/9	64,955(15,536)	4,040,362(941,988)	61,505(14,463)	3,907,851(902,610)	471(40)	39,296(2,789)
7/10～7/16	61,204(14,120)	4,101,566(956,108)	62,872(14,691)	3,970,723(917,301)	529(48)	39,826(2,837)
7/17～7/23	39,591(9,457)	4,141,157(965,565)	42,947(10,375)	4,013,670(927,676)	299(24)	40,125(2,861)
7/24～7/30	82,683(20,003)	4,223,840(985,568)	68,476(16,724)	4,082,146(944,400)	581(49)	40,706(2,910)
7/31～8/6	76,507(18,281)	4,300,347(1,033,849)	64,915(15,327)	4,147,061(959,727)	540(48)	41,246(2,958)
8/7～8/13	52,454(12,080)	4,352,801(1,015,929)	52,285(12,192)	4,199,346(971,919)	489(46)	41,734(3,003)
8/14～8/20	55,189(13,042)	4,407,990(1,028,971)	67,697(15,851)	4,267,043(987,770)	589(52)	42,324(3,056)
8/21～8/27	64,542(14,986)	4,472,532(1,043,957)	70,880(16,503)	4,337,923(1,004,273)	537(48)	42,861(3,103)
8/28～9/3	78,387(18,988)	4,550,919(1,062,945)	74,588(17,539)	4,412,511(1,021,812)	620(54)	43,481(3,157)
9/4～9/10	66,391(16,188)	4,617,310(1,079,133)	73,190(17,111)	4,485,701(1,038,923)	584(52)	44,065(3,209)
9/11～9/17	62,702(14,792)	4,680,012(1,093,925)	73,921(17,702)	4,559,622(1,056,625)	589(53)	44,654(3,262)
9/18～9/24	41,819(9,722)	4,721,831(1,103,647)	42,003(9,990)	4,601,625(1,066,615)	326(29)	44,981(3,291)
9/25～10/1	82,331(19,774)	4,804,162(1,123,421)	73,263(17,430)	4,674,888(1,084,045)	529(49)	45,509(3,340)
10/2～10/8	75,332(18,208)	4,879,494(1,141,629)	75,732(18,016)	4,750,620(1,102,061)	492(49)	46,002(3,389)
10/9～10/15	65,250(15,793)	4,944,744(1,157,422)	75,798(18,068)	4,826,418(1,120,129)	538(52)	46,540(3,442)
10/16～10/22	61,347(14,466)	5,006,091(1,171,888)	75,200(17,861)	4,901,618(1,137,990)	551(50)	47,091(3,491)
10/23～10/29	67,550(16,176)	5,073,641(1,188,064)	69,202(16,434)	4,970,820(1,154,424)	455(47)	47,546(3,538)
10/30～11/5	60,032	5,133,673	57,753	5,028,573	449	47,995
うち雇用調整助成金	45,229	3,930,806	44,441	3,860,837	404	44,412
うち緊急雇用安定助成金	14,803	1,202,867	13,312	1,167,736	44	3,583

注1）全ての計数は緊急雇用安定助成金の実績を含む（最新の週を除き、緊急雇用安定助成金の実績は、括弧内で内数）令和元年度実績除く（支給決定1件、支給決定額93,114円）

注2）財源確保に当たっては雇用勘定内における移流用等により事業実施に支障がないよう対応。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（支給実績）

11月4日時点 ※速報値

期間（月または週）	支給申請件数（件）		支給決定件数（件）		支給決定額（千円）	
		累計		累計		累計
～5/20	500,266	13,445,560	367,495	11,447,173	26,611,599	893,265,901
5/21～5/27	73,884	1,970,776	60,499	1,508,817	4,402,405	116,290,750
5/28～6/3	94,698	2,065,474	58,556	1,567,373	4,401,690	120,692,440
6/4～6/10	57,419	2,122,893	57,487	1,624,860	4,234,740	124,927,180
6/11～6/17	59,269	2,182,162	60,974	1,685,834	4,459,502	129,386,682
6/18～6/24	54,955	2,237,117	58,298	1,744,132	4,133,091	133,519,773
6/25～7/1	50,321	2,287,438	59,893	1,804,025	4,331,131	137,850,904
7/2～7/8	57,813	2,345,251	56,580	1,860,605	4,048,249	141,899,153
7/9～7/15	75,774	2,421,025	68,555	1,929,160	4,500,752	146,399,905
7/16～7/22	74,884	2,495,909	48,068	1,977,228	3,577,982	149,977,887
7/23～7/29	118,879	2,614,788	45,260	2,022,488	3,342,656	153,320,543
7/30～8/5	114,268	2,729,056	59,481	2,081,969	4,342,359	157,662,902
8/6～8/12	39,097	2,768,153	46,615	2,128,584	3,353,588	161,016,490
8/13～8/19	49,313	2,817,466	57,868	2,186,452	3,932,438	164,948,928
8/20～8/26	48,540	2,866,006	59,152	2,245,604	3,910,487	168,859,415
8/27～9/2	57,594	2,923,600	65,201	2,310,805	4,415,027	173,274,442
9/3～9/9	61,633	2,985,233	65,765	2,376,570	4,470,126	177,744,568
9/10～9/16	66,957	3,052,190	64,003	2,440,573	4,587,584	182,332,152
9/17～9/23	54,612	3,106,802	36,194	2,476,767	2,557,202	184,889,354
9/24～9/30	80,942	3,187,744	62,171	2,538,938	4,287,823	189,177,177
10/1～10/7	59,241	3,246,985	63,659	2,602,597	4,579,876	193,757,053
10/8～10/14	59,197	3,306,182	79,476	2,682,073	5,632,448	199,389,501
10/15～10/21	56,906	3,363,088	73,152	2,755,225	5,125,530	204,515,031
10/22～10/28	50,380	3,413,468	70,509	2,825,734	5,032,693	209,547,724
10/29～11/4	45,084	3,458,552	56,960	2,882,694	3,864,792	213,412,516
うち支援金	-	-	16,241	788,197	1,275,180	68,427,615
うち給付金	-	-	40,719	2,094,497	2,589,612	144,984,901

※ 申請件数については、支給決定時において支援金及び給付金の決定を行うため、申請時点で集計することは不可。

失業等給付関係収支状況

(単位：億円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	決算	決算	前年度決算 反映後予算
収 入	11,386	4,087	4,314
うち 保険料収入	11,099	3,809	4,006
うち 失業等給付に係る国庫負担金	230	230	270
支 出	18,148	15,180	17,800
うち 失業等給付費	16,626	13,826	15,772
差 引 剩 余	▲ 6,762	▲ 11,094	▲ 13,486
雇 用 安 定 事 業 へ の 貸 し 出 し	—	▲ 13,951	▲ 2,301
積 立 金 残 高	44,871	19,826	4,039
(雇用安定事業費への貸し出し累計額)	—	(13,951)	(16,252)
弾 力 倍 率	2.36	1.85	—

※1 保険料収入は、令和2年度以降、育児休業給付に係る保険料率(4/1,000)と区分するとともに、令和2年度・令和3年度は暫定的に2/1,000引き下げている(6/1,000)。

その上で、積立金の状況に応じて▲4/1,000の範囲内で変動させることが可能(弾力条項)であり、2/1,000となっている。

※2 平成29年度～令和3年度間の国庫負担は、暫定的に原則の負担割合(基本手当の場合1/4等)の10/100に引き下げている。

※3 令和元年度の支出には、育児休業給付(5,709億円)が含まれている。

雇用保険二事業関係収支状況

(単位：億円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	決算	決算	前年度決算 反映後予算
収 入	5,735	26,900	12,540
うち 保険料収入	5,546	5,709	5,878
うち 一般会計より受入	—	6,956	4,169
うち 積立金より受入(借り入れ)	—	13,951	2,301
支 出	4,725	42,310	12,540
うち 雇用調整助成金 等	43	36,782	6,667
(雇用調整助成金)	43	36,374	6,117
(うち雇用調整助成金繰越額)	—	(6,576)	—
(産業雇用安定助成金)	0	0	537
うち 上記以外	4,682	5,528	5,873
差 引 剰 余	1,010	▲15,410	0
雇 用 安 定 資 金 残 高	15,410	0	0
(積立金からの借り入れ累計額)	—	(13,951)	(16,252)
弾 力 倍 率	2.52	▲7.65	—

※令和2年度の収支については、決算により生じた国庫負担（一般会計より受入）の繰越（3,806億円）を除いた額としている。

雇用調整助成金に関する最近の発言等

令和3年10月14日 岸田内閣総理大臣 記者会見

非正規の方々などの雇用を守るため、助成率を引き上げている雇用調整助成金の特例について、来年3月まで延長いたします。

令和3年10月12日 衆議院本会議 質疑（抄）

石井啓一議員

雇用の維持など、国民の生活を支えるための取組も重要です。コロナ禍において、生活の基盤である雇用を守るため、我が国では、雇用調整助成金の特例措置等にこれまで4兆円超を支出してまいりました。その結果、完全失業率は主要先進国の中で最も低い2.8%に抑えられております。特例措置は11月末までとなっておりますが、感染状況を踏まえて必要に応じ延長すべきであります。

その際、雇用保険財政が枯渇することのないよう、必要な財源を一般会計から確保することが不可欠であります。

(略)

今後の雇用、生活支援策について、総理の答弁を求めます。

岸田内閣総理大臣

今後の雇用、生活支援策についてお尋ねがありました。

新型コロナから国民の暮らしを守り抜く、このことを最優先に、雇用調整助成金の特例措置による雇用維持の支援、緊急小口資金等の特例貸付けや住居確保給付金の支給などによる生活支援などの内容を盛り込んだ、3次にわたる補正予算を編成し、かつてない事業規模総額293兆円の経済対策を政府・与党が一丸となって行ってまいりました。

今後も、新型コロナ対応は喫緊かつ最優先の課題であり、雇用調整助成金を始め雇用保険のセーフティネットの機能が十分発揮できるよう、財政運営について適切に対応するとともに、生活支援についても、引き続き、先の見通しが立つように、しっかりと取り組んでいく必要があります。

これらの点を含め、国民の切実な声を踏まえ、新型コロナで大きな影響を受ける方々を支援するため、速やかに総合的かつ大胆な経済対策を策定いたします。

令和3年11月10日 岸田内閣総理大臣 記者会見

雇用調整助成金については、感染が拡大している地域、業況の厳しい事業者の方々向けの特例を3月まで延長いたします。

基本手当

適用事業及び被保険者について

○雇用保険は、一部の事業（農林水産業の個人事業で常時5人以上を雇用する事業以外＝暫定任意適用事業）を除き、労働者が雇用される事業を強制適用事業としている。【法5】

○雇用保険の適用事業（※1）に雇用される労働者を被保険者としている。【法4 I】

<適用除外> 【法6】

- ① 1週間の所定労働時間が20時間未満である者（※2）
- ② 同一の事業主に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者
- ③ 季節的に雇用される者（短期雇用特例被保険者に該当する者を除く。）であって、4月以内の期間を定めて雇用される者又は一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者
- ④ 日雇労働者（※3）であって、適用区域（※4）に居住し適用事業に雇用される等の要件に該当しない者
- ⑤ 国、都道府県、市町村等に雇用される者
- ⑥ 昼間学生

※1 労働者が雇用される事業（農林水産の事業のうち常時雇用する労働者の数が5人未満の個人事業は暫定任意適用事業）

※2 令和4年1月1日より、65歳以上の者を対象として、本人の申出を起点として2つの事業所の労働時間を合算して適用する制度を試行予定。

※3 日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者

※4 東京都の特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の区域又はこれらに隣接する市町村の全部又は一部の区域であって、厚生労働大臣が指定するもの

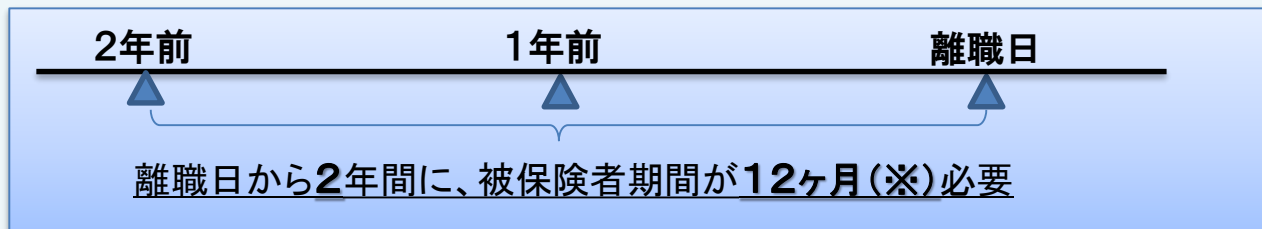
一般求職者給付(基本手当等)

(1) 基本手当【法13】

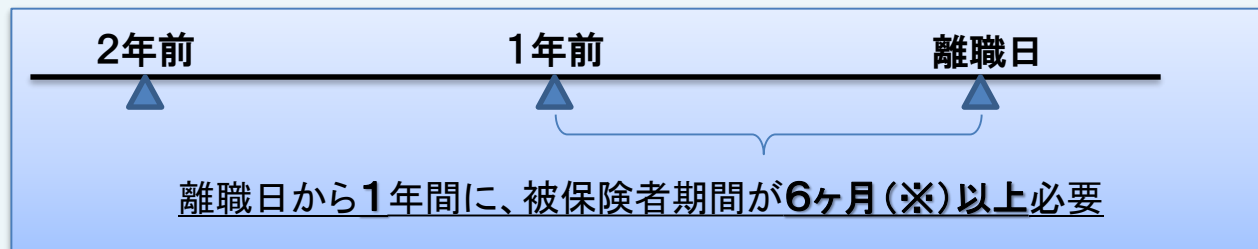
○一般被保険者が失業した際、(i)(ii)のいずれかに該当する場合に支給。

※ 4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行う。

(i) 一般被保険者が離職した場合



(ii) 倒産、解雇等による離職者又は有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者で、(i)の条件で受給資格を得られない場合



注) 「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」(法4Ⅲ)

※ 賃金の支払いの基礎となった日数が11日以上ある月を1月とし、11日未満である月は算入しない。(法14)

一般求職者給付(基本手当等)

○支給日額及び日数は、それぞれ離職前賃金や年齢、離職理由等によって変わる。

$$\text{基本手当日額} = \text{賃金日額} \times \text{給付率}$$

① 賃金日額の年齢別上限額（令和3年8月1日～）【法17】

年齢区分	賃金日額下限額	賃金日額上限額
30歳未満	2,577 円	13,520 円
30歳以上45歳未満		15,020 円
45歳以上60歳未満		16,530 円
60歳以上65歳未満		15,770 円

② 基本手当の給付率【法16】

(60歳未満)

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,577 - 4,970 円	80%	2,061 - 3,976 円
4,970 - 12,240 円	80 - 50%	3,976 - 6,120 円
12,240 - 16,530 円	50%	6,120 - 8,265 円

(60歳以上65歳未満)

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,577 - 4,970 円	80%	2,061 - 3,976 円
4,970 - 11,000 円	80 - 45%	3,976 - 4,950 円
11,000 - 15,770 円	45%	4,950 - 7,096 円

一般求職者給付(基本手当等)

③ 給付日数(原則)【法22,23】

(イ) 倒産、解雇等による離職者((ハ)を除く)

被保険者であった 期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満		120日	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満		150日	180日	240日	270日
45歳以上 60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満		150日	180日	210日	240日

(ロ) 一般の離職者((イ)又は(ハ)以外の者)

被保険者であった 期間 区分	1年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日	120日	150日

※ 有期労働契約が更新されなかったことによる離職者については、原則(ロ)の給付日数だが、令和4年3月31日までは、暫定的に(イ)の給付日数となる。

(ハ) 就職困難な者(障害者等)

被保険者であった 期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上 65歳未満		360日			

基本手当に係る主な制度変遷

	平成12年改正以前	平成12年改正 (平成13年4月施行)	平成15年改正 (同年5月施行)	平成21年改正 (同年4月施行)	平成23年改正 (同年8月施行)	平成29年改正 (同年4月施行)
法定賃金日額 ※ () 内は短時間労働被保険者	・下限：3,960円 (2,970) ・上限：13,560～ 18,080円	・下限：4,290円 (2,150) ・上限：14,720～ 19,620円	・下限：2,140円 ・上限：13,160～ 16,080円	同 左	・下限：2,320円 ・上限：12,870～ 15,730円	・下限：2,460円 (※1) ・上限：13,370～ 15,590円
所定給付日数	90～300日	特定受給資格者： 90～330日 特定受給資格者以外： 90～180日	特定受給資格者： 90～330日 特定受給資格者以外： 90～150日	特定受給資格者： (特定理由離職者も同様) 90～330日 特定受給資格者以外： 90～150日	同 左	同 左 (※2)
給付率 ※ () 内は60歳以上	60 (50) ～80%	同 左	50 (45) ～80%	同 左	同 左	同 左

- ※1 毎年8月に改定する賃金日額について、下限額が最低賃金を基礎として算出された賃金日額を下回る場合には、当該最低賃金日額を下限額とする。
 ※2 特定受給資格者（暫定措置による特定理由離職者含む）のうち30歳～45歳未満かつ被保険者期間1年以上5年未満の者の所定給付日数を拡充。
 (90日→120日or150日)

注) 特定理由離職者の給付日数延長措置については、平成21年改正で措置され、平成24年改正で2年間、平成26年改正で3年間、平成29年改正で5年（有期労働契約が更新されなかったことによる離職者に限る。）延長されている。

特定受給資格者の基準

【特定受給資格者】

- 倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者

① 「倒産」等により離職した者

- (1) 倒産（破産、民事再生、会社更生等の各倒産手続きの申立て又は手形取引の停止等）に伴い離職した者
- (2) 事業所において大量雇用変動の場合（1か月に30人以上の離職を予定）の届出がされたため離職した者及び当該事業主に雇用される被保険者の3分の1を超える者が離職したため離職した者
- (3) 事業所の廃止（事業活動停止後再開の見込みのない場合を含む。）に伴い離職した者
- (4) 事業所の移転により、通勤困難となったため離職した者

② 「解雇」等により離職した者

- (1) 解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。）により離職した者
- (2) 労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したことにより離職した者
- (3) 賃金（退職手当を除く。）の額の3分の1を超える額が支払期日までに支払われなかったこと（※1）等により離職した者
- (4) 賃金が、当該労働者に支払われていた賃金に比べて85%未満に低下した（又は低下することとなった）ため離職した者（当該労働者が低下の事実について予見し得なかった場合に限る。）
- (5) 離職の直前6ヶ月間のうちに3月連続して45時間超、1月で100時間以上又は2～6月平均で月80時間を超える時間外・休日労働（※2）が行われたため、又は事業主が危険若しくは健康障害の生ずるおそれがある旨を行政機関から指摘されたにもかかわらず、事業所において当該危険若しくは健康障害を防止するために必要な措置を講じなかったため離職した者
- (6) 事業主が法令に違反し、妊娠中若しくは出産後の労働者又は子の養育若しくは家族の介護を行う労働者を就業させ、若しくはそれらの者の雇用の継続等を図るための制度の利用を不当に制限したこと又は妊娠したこと、出産したこと若しくはそれらの制度の利用の申出をし、若しくは利用をしたこと等を理由として不利益な取扱いをしたこと（※1）
- (7) 事業主が労働者の職種転換等に際して、当該労働者の職業生活の継続のために必要な配慮を行っていないため離職した者
- (8) 期間の定めのある労働契約の更新により3年以上引き続き雇用されるに至った場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者
- (9) 期間の定めのある労働契約の締結に際し当該労働契約が更新されることが明示された場合において当該労働契約が更新されないこととなったことにより離職した者（上記（8）に該当する者を除く。）
- (10) 上司、同僚等からの故意の排斥又は著しい冷遇若しくは嫌がらせを受けたことにより離職した者
- (11) 事業主から直接若しくは間接に退職するよう勧奨を受けたことにより離職した者（従来から恒常的に設けられている「早期退職優遇制度」等に応募して離職した場合は、これに該当しない。）
- (12) 事業所において使用者の責めに帰すべき事由により行われた休業が引き続き3ヶ月以上となったことにより離職した者
- (13) 事業所の業務が法令に違反したため離職した者

（※1）平成29年1月より施行（※2）平成31年4月より施行

特定理由離職者の概要

【特定理由離職者】

- 期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由により離職した者（特定受給資格者を除く）

- ① 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。）

※ 令和4年3月31日までに離職した上記特定理由離職者については、暫定的に特定受給資格者とみなし、所定給付日数は特定受給資格者と同じ日数となる（令和4年3月31日までの暫定措置）

※ 契約更新上限がある有期労働契約の上限到来により離職した場合で、以下の(a)又は(b)のいずれかに該当する場合は、特定理由離職者として取り扱う(令和4年3月31日までの暫定措置)

(a) 契約更新上限が当初の有期労働契約締結時に設けられておらず、当初の有期労働契約締結後に設定された場合又は不条項が追加された場合

(b) 契約更新上限が当初の有期労働契約締結後に引き下げられた場合

- ② 正当な理由のある自己都合により離職した者

- (1) 体力の不足、心身の障害、疾病、負傷、視力の減退、聴力の減退、触覚の減退等により離職した者
- (2) 妊娠、出産、育児等により離職し、雇用保険法第20条第1項の受給期間延長措置を受けた者
- (3) 父若しくは母の死亡、疾病、負傷等のため、父若しくは母を扶養するために離職を余儀なくされた場合又は常時本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等のために離職を余儀なくされた場合のように、家庭の事情が急変したことにより離職した者
- (4) 配偶者又は扶養すべき親族と別居生活を続けることが困難となったことにより離職した者
- (5) 次の理由により、通勤不可能又は困難となったことにより離職した者
 - i) 結婚に伴う住所の変更
 - ii) 育児に伴う保育所その他これに準ずる施設の利用又は親族等への保育の依頼
 - iii) 事業所の通勤困難な地への移転
 - iv) 自己の意志に反しての住所又は居所の移転を余儀なくされたこと
 - v) 鉄道、軌道、バスその他運輸機関の廃止又は運行時間の変更等
 - vi) 事業主の命による転勤又は出向に伴う別居の回避
 - vii) 配偶者の事業主の命による転勤若しくは出向又は配偶者の再就職に伴う別居の回避
- (6) 事業主が労働条件を変更したことにより採用条件と実際の労働条件が著しくことなることとなったことを理由に離職した者
(事由発生後1年経過後に離職した場合)

等

基本手当の受給資格決定件数の推移①

【年度別】

(単位：人、%)

	受給資格決定件数	
		前年度比
平成23年度	1,931,711	1.6
平成24年度	1,831,443	△5.2
平成25年度	1,665,847	△9.0
平成26年度	1,564,722	△6.1
平成27年度	1,491,060	△4.7
平成28年度	1,407,765	△5.6
平成29年度	1,345,481	△4.4
平成30年度	1,336,476	△0.7
令和元年度	1,347,004	0.8
令和2年度	1,513,612	12.4

(注)各年度の数値は年度合計値である。

【月別】

(単位：人、%)

	受給資格決定件数	
		前年比
令和元年 8月	99,340	△ 6.9
9月	102,655	8.6
10月	119,618	△ 3.6
11月	94,476	△ 2.4
12月	78,617	4.5
令和2年 1月	106,898	△ 2.0
2月	96,048	△ 2.3
3月	106,538	8.7
4月	177,266	4.2
5月	172,311	15.7
6月	158,435	46.8
7月	134,321	16.0
8月	114,358	15.1
9月	114,360	11.4
10月	132,673	10.9
11月	99,332	5.1
12月	84,696	7.7
令和3年 1月	108,233	1.2
2月	101,282	5.4
3月	116,345	9.2
4月	174,070	△ 1.8
5月	137,009	△ 20.5
6月	115,151	△ 27.3
7月	102,043	△ 24.0

基本手当の受給資格決定件数の推移②

(単位:件、%)

	受給資格決定件数				
		特定受給資格者	構成比	特定受給資格者以外	構成比
平成23年度	1,931,711	650,605	33.7	1,281,106	66.3
平成24年度	1,831,443	551,715	30.1	1,279,728	69.9
平成25年度	1,665,847	442,389	26.6	1,223,458	73.4
平成26年度	1,564,722	379,366	24.2	1,185,356	75.8
平成27年度	1,491,060	350,615	23.5	1,140,445	76.5
平成28年度	1,407,765	312,161	22.2	1,095,604	77.8
平成29年度	1,345,481	272,505	20.3	1,072,976	79.7
平成30年度	1,336,476	273,653	20.5	1,062,823	79.5
令和元年度	1,347,004	287,030	21.3	1,059,974	78.7
令和2年度	1,513,612	456,751	30.2	1,056,861	69.8

注1) 特定受給資格者について、平成21年度以降は特定理由離職者（暫定措置の対象者に限る）を含んでいる。

注2) 就職困難者は、全て特定受給資格者以外としている。

基本手当の受給者実人員の推移①

【年度別】

(単位：人、%)

	受給者実人員	
		前年度比
平成23年度	624,953	△4.4
平成24年度	576,277	△7.8
平成25年度	526,858	△8.6
平成26年度	467,052	△ 11.4
平成27年度	435,563	△6.7
平成28年度	400,746	△8.0
平成29年度	378,344	△5.6
平成30年度	374,762	△0.9
令和元年度	387,224	3.3
令和2年度	475,700	22.8

(注)各年度の数値は年度間月平均値である。

【月別】

(単位：人、%)

	受給者実人員		
		前年比	
令和元年	8月	416,434	△ 1.0
	9月	409,469	3.3
	10月	405,337	0.2
	11月	385,714	1.5
	12月	386,234	8.1
	令和2年 1月	383,602	6.2
	2月	358,131	3.6
	3月	361,910	6.7
	4月	351,201	1.0
	5月	399,244	3.0
	6月	486,374	25.8
	7月	533,173	27.6
	8月	554,559	33.2
	9月	556,126	35.8
	10月	535,676	32.2
	11月	491,268	27.4
	12月	469,858	21.7
	令和3年 1月	448,514	16.9
	2月	436,891	22.0
	3月	445,510	23.1
	4月	434,243	23.6
	5月	432,845	8.4
	6月	477,573	△ 1.8
	7月	485,281	△ 9.0

(注)令和3年4月以降の数値は、速報値であり変動があり得る。

基本手当の受給者実人員の推移②

(単位:件、%)

	受給者実人員数				
		特定受給資格者	前年度比	特定受給資格者以外	前年度比
平成23年度	624,953	285,218	△ 9.6	339,734	0.5
平成24年度	576,277	233,899	△ 18.0	342,378	0.8
平成25年度	526,858	202,726	△ 13.3	324,133	△ 5.3
平成26年度	467,052	157,339	△ 22.4	309,713	△ 4.4
平成27年度	435,563	141,153	△ 10.3	294,410	△ 4.9
平成28年度	400,746	123,217	△ 12.7	277,529	△ 5.7
平成29年度	378,344	107,159	△ 13.0	271,185	△ 2.3
平成30年度	374,762	106,777	△ 0.4	267,985	△ 1.2
令和元年度	387,224	110,855	3.8	276,369	3.1
令和2年度	475,700	179,374	61.8	296,325	7.2

注1) 特定受給資格者について、平成21年度以降は特定理由離職者(暫定措置の対象者に限る)を含んでいる。

注2) 就職困難者は、全て特定受給資格者以外としている。

注3) 上記は年度月平均。また端数を四捨五入しているため合計と内訳が一致しない場合がある。

基本手当の主要指標の推移

(初回受給者数・平均受給日数・平均受給日額・総支給額)

	初回受給者数 (人)	平均受給日数	平均受給日額	総支給額 (千円)
H 2 3 年度	1,643,403	114.7日	4,783円	901,669,522
H 2 4 年度	1,545,961	111.0日	4,851円	832,629,496
H 2 5 年度	1,388,035	113.3日	4,819円	757,497,591
H 2 6 年度	1,284,466	108.2日	4,772円	663,156,671
H 2 7 年度	1,215,502	107.3日	4,782円	623,982,111
H 2 8 年度	1,126,920	106.0日	4,767円	569,229,932
H 2 9 年度	1,066,849	105.4日	4,819円	541,817,021
H 3 0 年度	1,055,349	105.6日	4,913円	547,355,722
R 元 年度	1,087,668	106.4日	5,010円	579,569,057
R 2 年度	1,305,180	110.6日	5,108円	737,268,774

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)総支給額は業務統計値である。

基本手当の平均給付日数の推移

- 特定受給資格者については、雇用情勢の影響等による増減が見られる。
- 特定受給資格者以外については、概ね一定である。

	全受給者計	特定受給資格者	特定受給資格者以外 (就職困難者を除く)
H23年度	114.7	140.2	92.2
H24年度	111.0	134.8	91.8
H25年度	113.3	144.5	92.0
H26年度	108.2	132.2	91.3
H27年度	107.3	128.5	91.4
H28年度	106.0	127.1	90.2
H29年度	105.4	126.5	89.8
H30年度	105.6	125.9	88.9
R元年度	106.4	126.4	89.0
R2年度	110.6	128.5	89.5

注) 特定受給資格者について、平成21年度以降は特定理由離職者(暫定措置の対象者に限る)を含んでいる。

特定受給資格者の基本手当の受給状況(令和2年度)

○ 平均して、所定給付日数のうち5～8割を受給している。

【所定給付日数】

区分 \ 被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満	90日	120日	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満	90日	150日	180日	240日	270日
45歳以上 60歳未満	90日	180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満	90日	150日	180日	210日	240日

【平均給付日数(受給率)】

区分 \ 被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	73.2日 (81.3%)	71.3日 (79.2%)	85.9日 (71.6%)	112.7日 (62.6%)	— —
30歳以上 35歳未満	76.2日 (84.7%)	93.9日 (78.3%)	118.8日 (66.0%)	123.1日 (58.6%)	— —
35歳以上 45歳未満	78.0日 (86.7%)	114.2日 (76.1%)	122.6日 (68.1%)	134.7日 (56.1%)	145.0日 (53.7%)
45歳以上 60歳未満	78.0日 (86.7%)	134.9日 (74.9%)	153.7日 (64.1%)	164.7日 (61.0%)	181.1日 (54.9%)
60歳以上 65歳未満	77.6日 (86.2%)	119.4日 (79.6%)	135.5日 (75.3%)	158.1日 (75.3%)	172.1日 (71.7%)

(注1) 平均給付日数＝給付延日数／初回受給者数 受給率＝平均給付日数／所定給付日数×100

(参考)特定受給資格者の基本手当の受給状況(平成30年度)

○ 平均して、所定給付日数のうち5～8割を受給している。

【所定給付日数】

区分 \ 被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満	90日	120日	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満	90日	150日	180日	240日	270日
45歳以上 60歳未満	90日	180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満	90日	150日	180日	210日	240日

【平均給付日数(受給率)】

区分 \ 被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	73.1日 (81.2%)	68.6日 (76.2%)	83.1日 (69.3%)	98.9日 (55.0%)	— —
30歳以上 35歳未満	74.8日 (83.1%)	89.8日 (74.8%)	114.8日 (63.8%)	124.0日 (59.1%)	— —
35歳以上 45歳未満	74.0日 (82.3%)	105.7日 (70.4%)	114.0日 (63.3%)	135.3日 (56.4%)	134.9日 (50.0%)
45歳以上 60歳未満	74.3日 (82.6%)	124.3日 (69.1%)	147.1日 (61.3%)	165.1日 (61.2%)	181.8日 (55.1%)
60歳以上 65歳未満	76.1日 (84.5%)	113.7日 (75.8%)	134.8日 (74.9%)	164.7日 (78.4%)	184.5日 (76.9%)

(注1) 平均給付日数＝給付延日数／初回受給者数 受給率＝平均給付日数／所定給付日数×100

特定受給資格者の基本手当の受給状況（H30年度とR2年度の比較）

- 概ね35歳以上の受給者のうち被保険者期間10年未満の層において、若干受給率の増加がみられる。

※なお、30歳未満の被保険者期間10年以上と35歳以上45歳未満の被保険者期間20年以上については、対象者が少ない層であるため変動が現われ易いことに留意。

【平均給付日数(受給率)の差】

区分 \ 被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	0.1日 (0.1%)	2.6日 (2.9%)	2.8日 (2.3%)	13.8日 (7.7%)	- -
30歳以上 35歳未満	1.4日 (1.6%)	4.2日 (3.5%)	4.0日 (2.2%)	△0.9日 (△0.4%)	- -
35歳以上 45歳未満	4.0日 (4.4%)	8.5日 (5.7%)	8.6日 (4.8%)	△0.5日 (△0.2%)	10.1日 (3.7%)
45歳以上 60歳未満	3.7日 (4.1%)	10.6日 (5.9%)	6.6日 (2.8%)	△0.4日 (△0.2%)	△0.7日 (△0.2%)
60歳以上 65歳未満	1.5日 (1.7%)	5.7日 (3.8%)	0.7日 (0.4%)	△6.6日 (△3.2%)	△12.4日 (△5.2%)

(注) 上段＝日数の差、下段は受給率の差

特定受給資格者以外の基本手当の受給状況(令和2年度)

○ 平均して、所定給付日数のうち8～9割を受給している。

【所定給付日数】

区分 \ 被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	－	90日	90日	120日	－
30歳以上 44歳未満	－	90日	90日	120日	150日
45歳以上 59歳未満	－	90日	90日	120日	150日
60歳以上 65歳未満	－	90日	90日	120日	150日

【平均給付日数(受給率)】

区分 \ 被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	－	74.4日	75.2日	97.1日	－
	－	(82.7%)	(83.5%)	(80.9%)	－
30歳以上 45歳未満	－	78.4日	77.1日	99.9日	121.3日
	－	(87.2%)	(85.6%)	(83.3%)	(80.9%)
45歳以上 59歳未満	－	78.1日	76.7日	100.4日	125.2日
	－	(86.8%)	(85.2%)	(83.6%)	(83.5%)
60歳以上 65歳未満	－	80.8日	81.0日	109.2日	135.8日
	－	(89.8%)	(90.0%)	(91.0%)	(90.6%)

(注1) 平均給付日数＝給付延日数／初回受給者数 受給率＝平均給付日数／所定給付日数×100

(参考)特定受給資格者以外の基本手当の受給状況(平成30年度)

○ 平均して、所定給付日数のうち8～9割を受給している。

【所定給付日数】

区分 \ 被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	－	90日	90日	120日	－
30歳以上 44歳未満	－	90日	90日	120日	150日
45歳以上 59歳未満	－	90日	90日	120日	150日
60歳以上 65歳未満	－	90日	90日	120日	150日

【平均給付日数(受給率)】

区分 \ 被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	－	73.7日 (81.9%)	76.5日 (85.0%)	99.0日 (82.5%)	－ －
30歳以上 45歳未満	－	77.5日 (86.1%)	76.9日 (85.5%)	100.2日 (83.5%)	119.4日 (79.6%)
45歳以上 59歳未満	－	76.1日 (84.6%)	75.9日 (84.3%)	99.2日 (82.7%)	124.3日 (82.8%)
60歳以上 65歳未満	－	79.3日 (88.1%)	80.5日 (89.5%)	107.4日 (89.5%)	133.5日 (89.0%)

(注1) 平均給付日数＝給付延日数／初回受給者数 受給率＝平均給付日数／所定給付日数×100

特定受給資格者以外の基本手当の受給状況（H30年度とR2年度の比較）

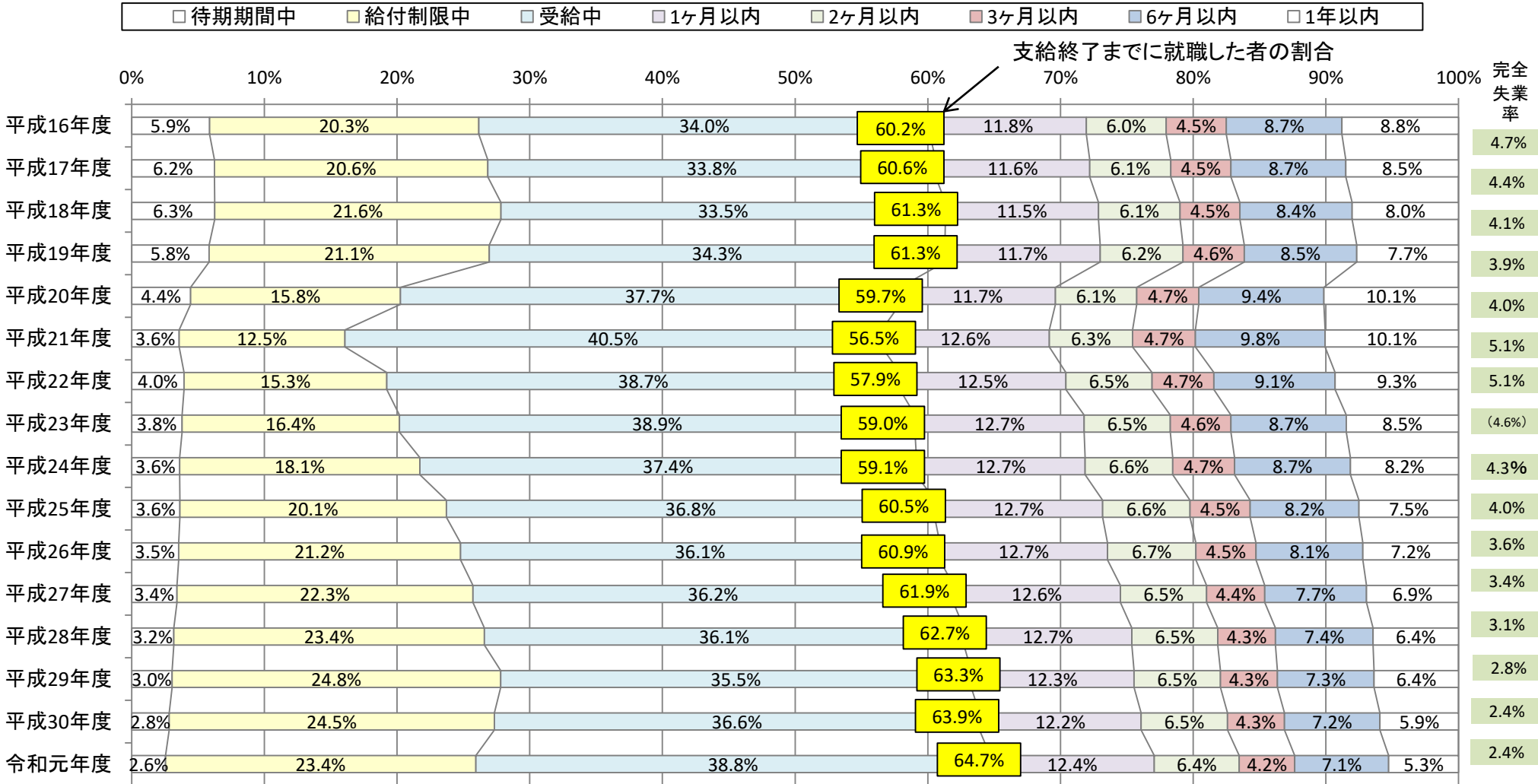
- 受給率に大幅な増減は生じていない。

【平均給付日数(受給率)の差】

区分	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	—	—	0.7日	△1.3日	△1.8日	—
	—	—	(0.8%)	(△1.4%)	(△1.5%)	—
30歳以上 45歳未満	—	—	1.0日	0.1日	△0.3日	2.0日
	—	—	(1.1%)	(0.2%)	(△0.2%)	(1.3%)
45歳以上 59歳未満	—	—	2.0日	0.8日	1.2日	0.9日
	—	—	(2.2%)	(0.9%)	(1.0%)	(0.6%)
60歳以上 65歳未満	—	—	1.5日	0.4日	1.8日	2.4日
	—	—	(1.7%)	(0.5%)	(1.5%)	(1.6%)

(注) 上段=日数の差、下段=受給率の差

基本手当受給者の再就職状況H16～R元年度



(注1) 平成16～令和元年度の各年度に受給資格決定をした者について、令和3年5月末時点の就職状況を特別に調査したものを。

(注2) 平成21年度以降は個別延長給付を支給している。

(注3) 就職者を100とした場合の各期間の就職割合。

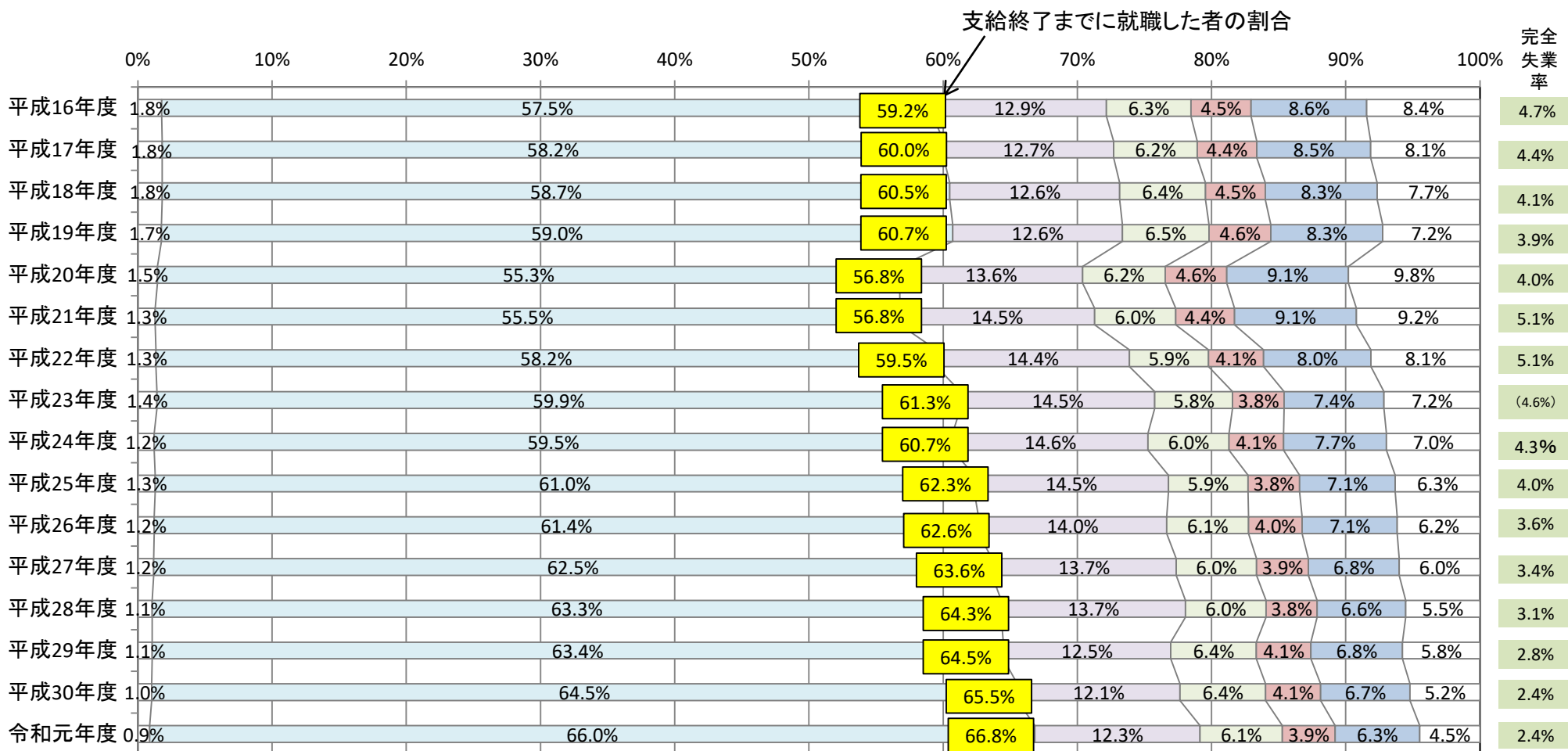
(注4) 支給終了後1年以上経過して就職した者を除く。

(注5) 完全失業率は、労働力調査(総務省)より。なお、括弧内の数値は補完推計値を用いた参考値。

(注6) 令和元年度について、支給終了後1年経過していない者も含まれていることに留意。

特定受給資格者の再就職状況H16～R元年度

□ 待期間中 □ 受給中 □ 1ヶ月以内 □ 2ヶ月以内 □ 3ヶ月以内 □ 6ヶ月以内 □ 1年以内



(注1) 平成16～令和元年度の各年度に受給資格決定をした特定受給資格者(就職困難者除く)について、令和3年5月末時点の就職状況を特別に調査したものの。

(注2) 特定受給資格者については、平成21年度以降は特定理由離職者(暫定措置の対象者に限る)を含んでいる。

(注3) 平成21年度以降は個別延長給付を支給している。

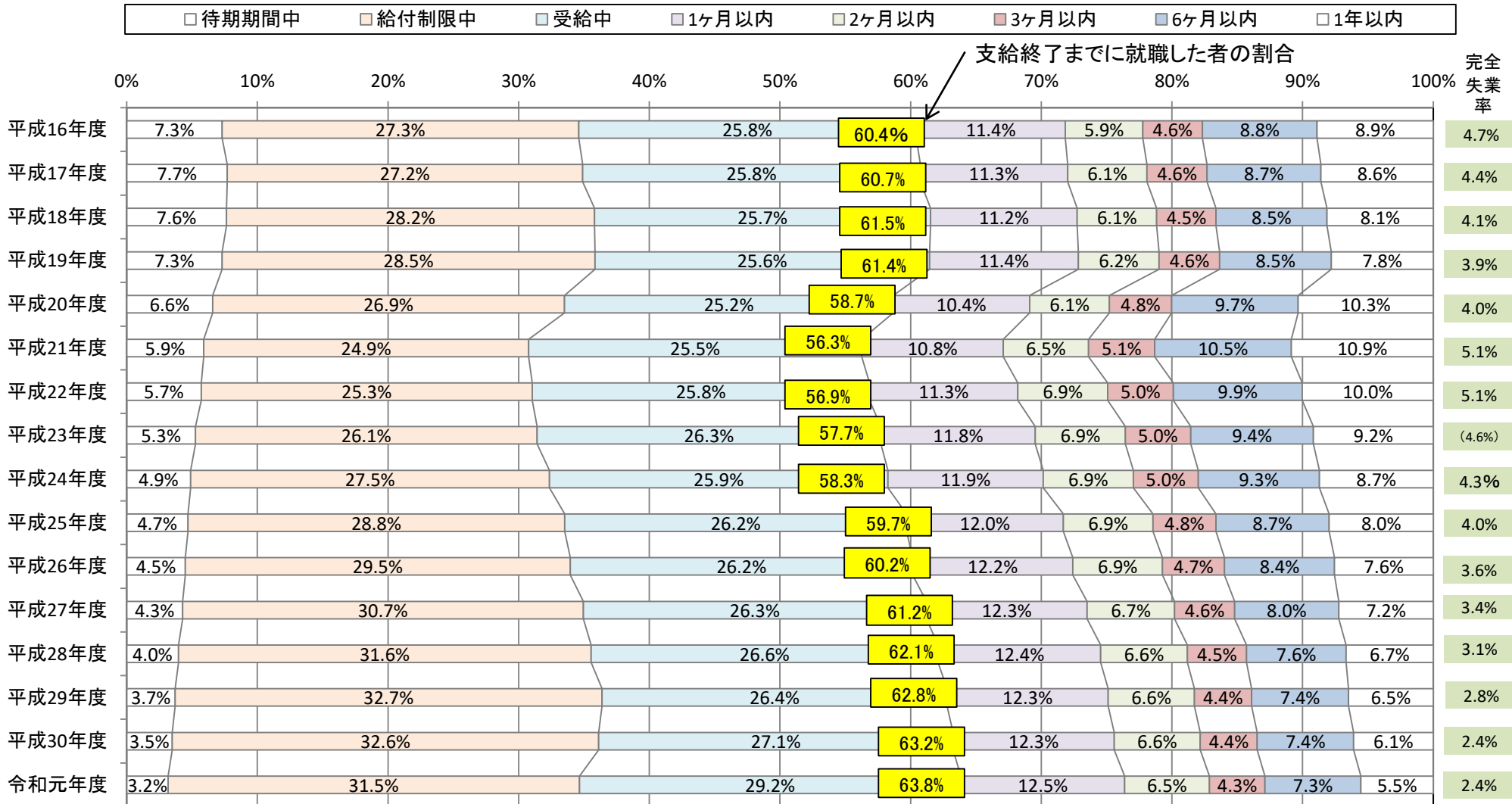
(注4) 就職者を100とした場合の各期間の就職割合。

(注5) 支給終了後1年以上経過して就職した者を除く。

(注6) 完全失業率は、労働力調査(総務省)。なお、括弧内の数値は補完推計値を用いた参考値。

(注7) 令和元年度について、支給終了後1年経過していない者も含まれていることに留意。

特定受給資格者以外の再就職状況H16～R元年度



(注1) 平成16～令和元年度の各年度に受給資格決定をした者について、令和3年5月末時点の就職状況を特別に調査したもの。

(注2) 平成21年度以降は個別延長給付を支給している。

(注3) 就職者を100とした場合の各期間の就職割合。

(注4) 支給終了後1年以上経過して就職した者を除く。

(注5) 完全失業率は、労働力調査(総務省)より。なお、括弧内の数値は補完推計値を用いた参考値。

(注6) 令和元年度について、支給終了後1年経過していない者も含まれていることに留意。

特定理由離職者に係る暫定措置

特定理由離職者の概要

【特定理由離職者】

- 期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由により離職した者（特定受給資格者を除く）

① 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。）

※ 令和4年3月31日までに離職した上記特定理由離職者については、暫定的に特定受給資格者とみなし、以下の措置が適用される。
(令和4年3月31日までの暫定措置)

(a) 所定給付日数は特定受給資格者と同じ日数

(b) 再就職手当の支給を受けた受給者が、当該再就職手当に係る基本手当の受給資格に係る受給期間内にあり、かつ、新たな受給資格を取得することなく再び離職した場合に、受給期間を一定期間延長

※ 契約更新上限がある有期労働契約の上限到来により離職した場合で、以下の(a)又は(b)のいずれかに該当する場合は、特定理由離職者として取り扱う(令和4年3月31日までの暫定措置)

(a) 契約更新上限が当初の有期労働契約締結時に設けられておらず、当初の有期労働契約締結後に設定された場合又は不条項が追加された場合

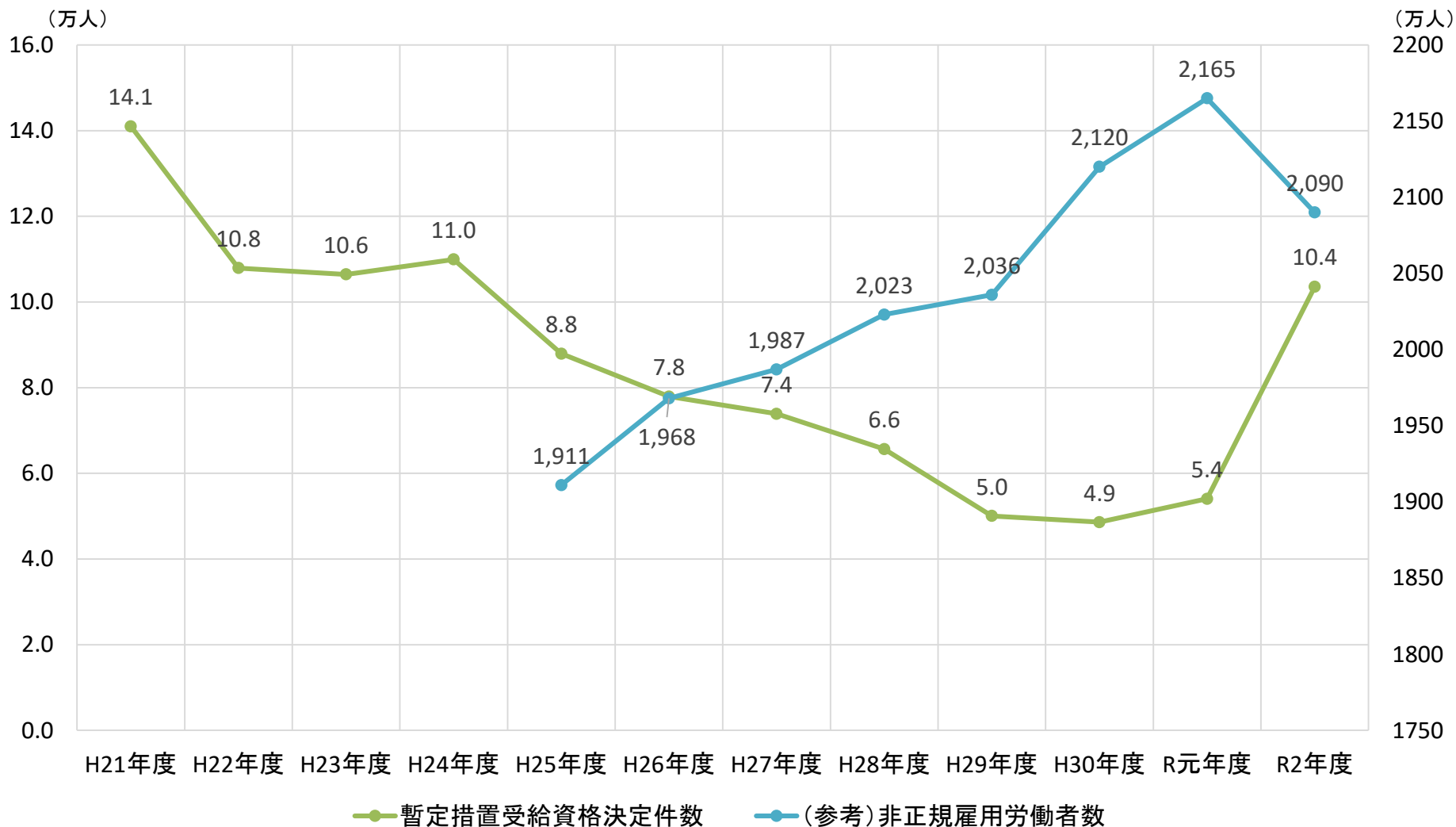
(b) 契約更新上限が当初の有期労働契約締結後に引き下げられた場合

② 正当な理由のある自己都合により離職した者

- (1) 体力の不足、心身の障害、疾病、負傷、視力の減退、聴力の減退、触覚の減退等により離職した者
- (2) 妊娠、出産、育児等により離職し、雇用保険法第20条第1項の受給期間延長措置を受けた者
- (3) 父若しくは母の死亡、疾病、負傷等のため、父若しくは母を扶養するために離職を余儀なくされた場合又は常時本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等のために離職を余儀なくされた場合のように、家庭の事情が急変したことにより離職した者
- (4) 配偶者又は扶養すべき親族と別居生活を続けることが困難となったことにより離職した者
- (5) 次の理由により、通勤不可能又は困難となったことにより離職した者
 - i) 結婚に伴う住所の変更
 - ii) 育児に伴う保育所その他これに準ずる施設の利用又は親族等への保育の依頼
 - iii) 事業所の通勤困難な地への移転
 - iv) 自己の意志に反しての住所又は居所の移転を余儀なくされたこと
 - v) 鉄道、軌道、バスその他運輸機関の廃止又は運行時間の変更等
 - vi) 事業主の命による転勤又は出向に伴う別居の回避
 - vii) 配偶者の事業主の命による転勤若しくは出向又は配偶者の再就職に伴う別居の回避
- (6) 事業主が労働条件を変更したことにより採用条件と実際の労働条件が著しくこととなることとなったことを理由に離職した者（事由発生後1年経過後に離職した場合）

等

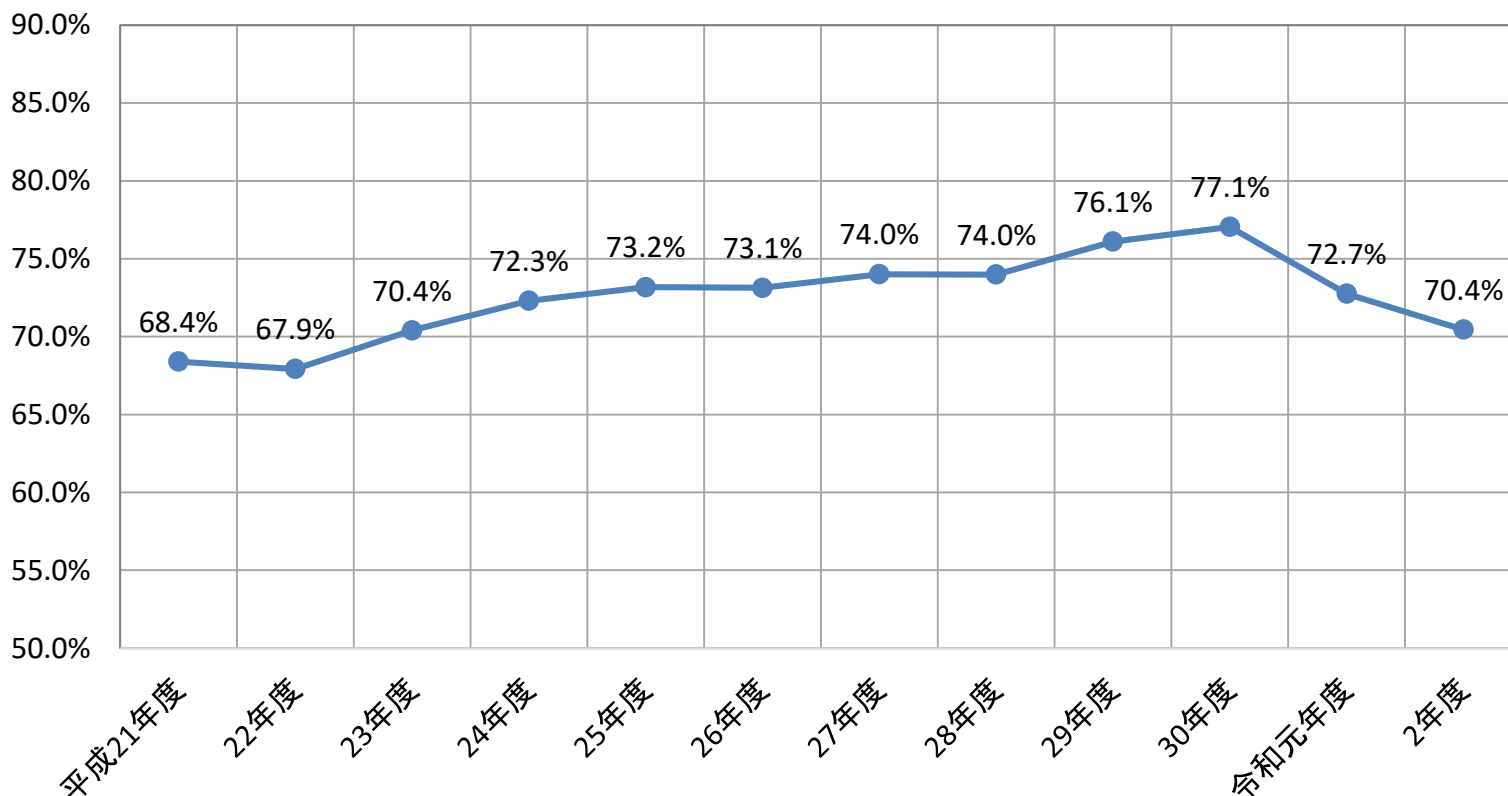
特定理由離職者に係る暫定措置による受給者の状況①



(注) (参考)非正規雇用労働者数については、労働力調査(H25年分から)より引用。雇用保険の被保険者要件に該当しないパート・アルバイト等の者も含まれていることに留意。

特定理由離職者に係る暫定措置による受給者の状況②

就職率



(注1) 平成21～令和2年度の各年度に受給資格決定をした者について、令和3年5月末時点の就職状況を特別に集計したものの。

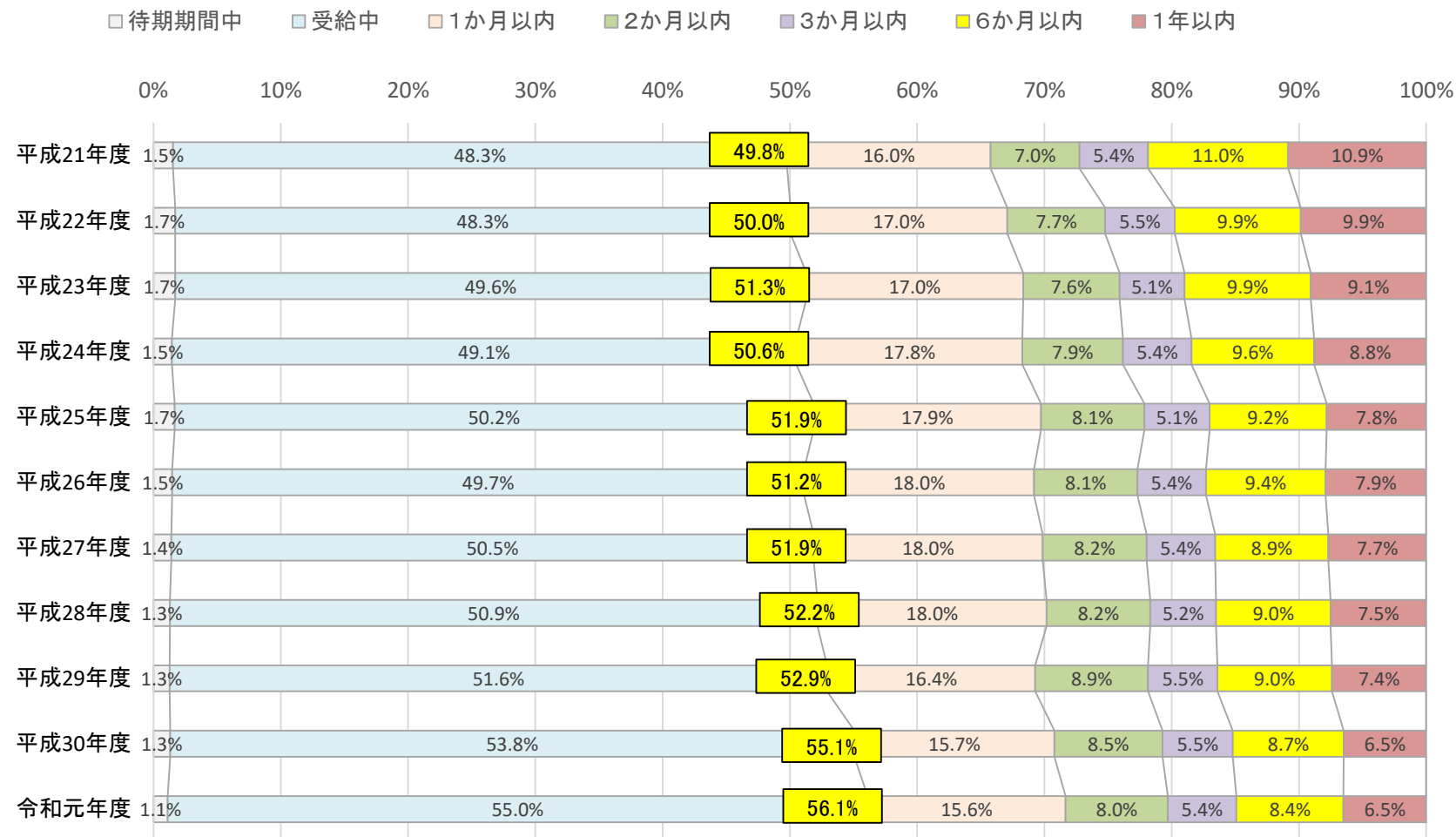
(注2) 支給終了後1年以上経過して就職した者を除く。

(注3) 令和元年度について、支給終了後1年経過していない者も含まれていることに留意。

(注4) 令和2年度については、受給資格決定者のうち令和3年5月時点で受給中の者を除いている。また、支給終了後1年経過していない者も含まれていることに留意。

特定理由離職者の暫定措置受給者の再就職状況③

支給終了までの就職割合は、特定受給資格者全体と比べると概ね10ポイント程度低い傾向



(注1) 平成26～令和元年度の各年度に受給資格決定をした者について、令和3年5月末時点の就職状況を特別に集計したもの。

(注2) 就職者を100とした場合の各期間の就職割合。

(注3) 支給終了後1年以上経過して就職した者を除く。

(注4) 令和元年度について、支給終了後1年経過していない者も含まれていることに留意。

(参考) 平成29年雇用保険法等一部改正法における国会での附帯決議

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成29年3月15日 衆議院厚生労働委員会)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 失業時の生活保障及び早期再就職の支援を一層推進するため、特定受給資格者に限らず失業等給付の給付改善に向けた検討を行うこと。その際、特定理由離職者に係る所定給付日数を拡充する暫定措置については、恒久化も含めて今後の在り方を検討し、必要な措置を講ずること。

雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成29年3月30日 参議院厚生労働委員会)

政府は、本法の施行に当たり、その目的の確実な実現を確保するため、次の事項について万全を期すべきである。

一、雇用保険法の一部改正について

- 1 失業時の生活保障及び早期再就職の支援を一層推進する観点から、特定受給資格者に限らず、失業等給付の給付改善に向けた検討を早期に行うこと。その際、特定理由離職者に係る所定給付日数を拡充する暫定措置については、恒久化も含めて今後の在り方を検討し、必要な措置を講ずること。また、自己都合離職者に対する三箇月の給付制限期間については、政府が進めてきた「成熟産業から成長産業への労働移動」との政策的整合性の観点から必要な見直しを検討すること。

地域延長給付

指定基準等の変遷

	平成21年度創設 (個別延長給付)	平成24年度～	平成26年度～	平成29年度～ (地域延長給付)
基準等	<p>(地域区分) 労働局単位</p> <p>(指定基準.) 直近一箇月で、以下の基準のいずれにも該当する地域に居住する求職者</p> <p>① 労働力人口に対する有効求職者割合が全国平均以上</p> <p>② 当該地域における有効求人倍率が1倍未満</p> <p>③ 雇用保険の基本手当受給率が全国平均以上</p> <p>(期限) 平成23年度末までの暫定措置</p>	<p>(地域区分) 安定所単位</p> <p>(指定基準.) 同左</p> <p>(期限) 平成25年度末までの暫定措置</p>	<p>(地域区分) 同左</p> <p>(指定基準.) 直近一箇月で、以下の基準のいずれにも該当する地域</p> <p>① 有効求職者割合が、平成21年1月時点の全国の有効求職者割合以上</p> <p>② 有効求人倍率が、平成21年1月時点の全国の有効求人倍率以下</p> <p>③ 基本手当受給率が、平成21年1月時点の全国平均値以上</p> <p>(期限) 平成28年度末までの暫定措置</p>	<p>(地域区分) 同左</p> <p>(指定基準.) 左記に加え、以下を追加。</p> <p>④ 地域指定を行う際には、当該地域の求職活動の実態を考慮することとし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自所管内の就職率が50%以上の場合 → 自所が①～③の基準を満たす場合に指定 ・ 自所管内の就職率が50%未満の場合 → 自所以外で就職者が一番多い安定所が①～③の基準を満たしている場合に指定 <p>(期限) 令和3年度末までの暫定措置</p>

地域指定の推移

【指定地域数】

(個別延長給付)

平成21年度

35労働局

平成22年度

35労働局

平成23年度

30労働局

指定地域区分の変更(安定所単位へ)

平成24年度

33労働局
260安定所

平成25年度

34労働局
257安定所

要件の厳格化(リーマンショック時を基準)

平成26年度

19労働局
66安定所

平成27年度

14労働局
35安定所

(個別延長給付)

平成28年度

8労働局
18安定所

制度改正(地域延長給付へ改称。ベッドタウン要件追加)

平成29年度

2労働局
2安定所
北海道:紋別
青森:五所川原

平成30年度

2労働局
2安定所
北海道:紋別
青森:五所川原

令和元年度

1労働局
1安定所
青森:五所川原

令和2年度

3労働局
4安定所
青森:五所川原
福岡:行橋
沖縄:沖縄、那覇

令和3年度

5労働局
7安定所

北海道:千歳、青森:むつ、五所川原
大阪:泉佐野、河内長野、高知:いの
沖縄:沖縄
※令和3年7月指定時点

地域延長給付の支給状況

【年度別】

(単位：人、%、千円)

	初回受給者数		支給額	
		前年度比		前年度比
平成30年度	10	—	2,933	—
令和元年度	9	△0.1	2,381	△18.8
令和2年度	23	155.6	4,179	75.5

(注1) 各年度の数値は年度合計値である。

(注2) 地域延長給付は平成29年4月施行であるが、システムの都合により平成29年度実績は個別延長給付に含まれている。

(注3) 地域延長給付は、令和3年度末までの暫定措置。

【月別】

(単位：人)

	初回受給者数	受給者実人員
令和元年 8月	0	1
9月	0	0
10月	4	4
11月	0	4
12月	0	3
令和2年 1月	0	0
2月	0	0
3月	0	0
4月	0	0
5月	1	1
6月	0	0
7月	0	0
8月	0	0
9月	0	0
10月	1	1
11月	1	2
12月	3	3
令和3年 1月	5	8
2月	7	15
3月	6	17
4月	1	12
5月	0	6
6月	0	2
7月	2	2

地域延長給付の受給者の状況

年度	指定地域 (職業安定所)	初回受給者数	就職者数		就職率	
				うち受給中		うち受給中
平成30年度		10	6	1	60.0%	10.0%
	紋別	3	2	0	66.7%	0.0%
	五所川原	7	4	1	57.1%	14.3%
令和元年度		9	8	1	88.9%	11.1%
	紋別	9	8	1	88.9%	11.1%
令和2年度		23	14	6	60.9%	26.1%
	五所川原	5	4	2	80.0%	40.0%
	行橋	0	0	0	-	-
	那覇	9	4	1	44.4%	11.1%
	沖縄	9	6	3	66.7%	33.3%

※就職状況の判定は、令和3年6月末時点。

新型コロナウイルス感染症に対応した特例

難病患者、発達障害者等又は災害により離職した場合等に、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、所定給付日数を超えて、基本手当が60日間(最大120日)延長される。

2 対象者

イ 次の(イ)又は(ロ)に該当するものであること。

(イ) 就職困難な者以外の特定受給資格者又は特定理由離職者(期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がない者に限る。)であって、次のa~cのいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準(以下「指導基準」という。)に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めた者であること。

a 心身の状況が厚生労働省令で定める基準に該当する者

具体的には、以下のいずれかに該当するものであること。

(a) 難治性疾患を有すること。

(b) 発達障害者支援法第2条に規定する発達障害者であること。

(c) (a)及び(b)に掲げるもののほか、障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障害者であること。

b 雇用されていた適用事業が激甚災害として指定された災害の被害を受けたため離職を余儀なくされた者又は激甚災害法第25条第3項の規定により離職したものとみなされた者であって、政令第5条の2で定める基準に照らして職業に就くことが特に困難であると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者。なお、厚生労働大臣が指定する地域は告示により定める。

c 雇用されていた適用事業が激甚災害その他の災害(厚生労働省令で定める災害に限る。)の被害を受けたため離職を余儀なくされた者又は激甚災害法第25条第3項の規定により離職したものとみなされた者(bに該当する者を除く。)

(ロ) 就職困難な者である受給資格者であって、(イ)bに該当し、かつ、公共職業安定所長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めた者であること。

個別延長給付(特例延長給付)の支給状況①

【年度別】

(単位：人、%)

	初回受給者数	
		前年度比
平成23年度	317,170	△ 12.3
平成24年度	222,030	△ 30.0
平成25年度	154,174	△ 30.6
平成26年度	100,905	△ 34.6
平成27年度	67,762	△ 32.8
平成28年度	57,529	△ 15.1
平成29年度	29,646	△ 48.5
平成30年度	901	△ 97.0
令和元年度	179	△ 80.1
令和2年度	452,291	-

(注1) 各年度の数値は年度合計値である。

(注2) 平成29年度実績には、地域延長給付の実績を含む。

(注3) 令和2年度の実績には、雇用保険臨時特例法（令和2年6月12日施行）に基づく特例延長給付の実績を含む。

(注4) 令和2年度の前年度比、前年同月比は、特例延長給付の施行に伴い対象者の範囲が異なり、単純に比較できないため「-」としている。

(参考) 令和2年度総支給額 116,699,374千円
※業務統計値

【月別】

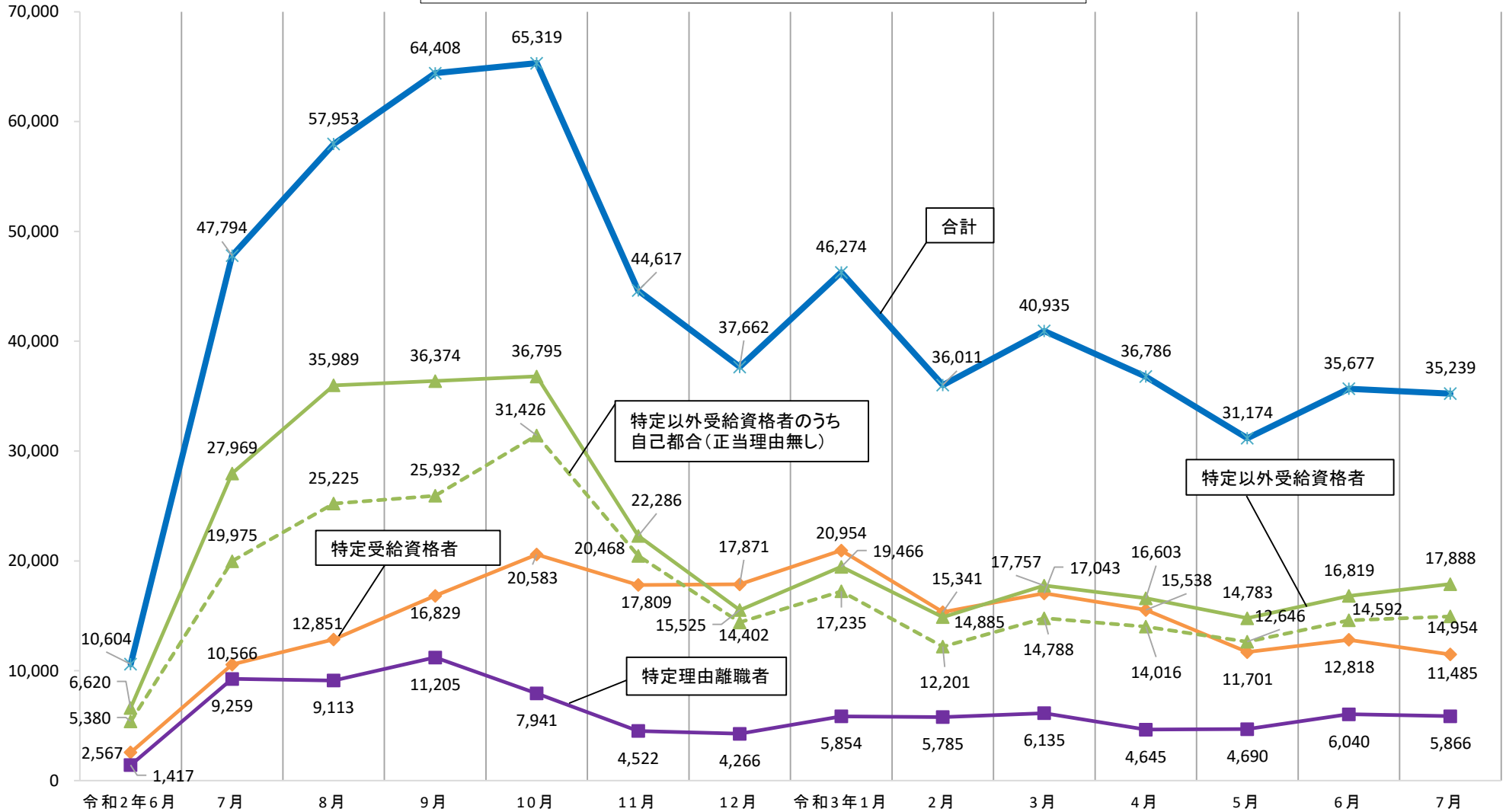
(単位：人、%)

	初回受給者数		受給者実人員	
		前年比		前年比
令和元年 8月	9	△ 79.5	39	△ 69.8
9月	16	△ 57.9	37	△ 69.2
10月	20	△ 47.4	44	△ 63.3
11月	12	△ 71.4	39	△ 64.9
12月	9	△ 72.7	37	△ 64.1
令和2年 1月	12	△ 75.5	34	△ 71.2
2月	10	△ 75.6	30	△ 73.5
3月	12	△ 62.5	30	△ 70.6
4月	24	△ 14.3	42	△ 55.3
5月	12	△ 25.0	41	△ 46.1
6月	10,714	-	10,748	-
7月	47,850	-	58,060	-
8月	58,093	-	113,369	-
9月	64,472	-	158,160	-
10月	65,359	-	172,393	-
11月	44,656	-	151,766	-
12月	37,696	-	134,448	-
令和3年 1月	46,337	-	126,188	-
2月	36,090	-	110,277	-
3月	40,988	-	115,318	-
4月	36,840	-	103,929	-
5月	31,214	-	90,671	-
6月	35,720	-	98,157	-
7月	35,282	△ 26.3	95,604	64.7

(注) 令和3年4月以降の数値は、速報値であり変動があり得る。

個別延長給付(特例延長給付)の支給状況②

特例延長給付の初回受給者の推移(離職理由別)



※特例延長給付の施行は、令和2年6月12日。

※特定受給資格者には特定理由離職者に係る暫定措置(雇止め離職者)により特定受給資格者とみなされた者を含む。

※特定理由離職者は、正当な理由のある自己都合離職者。

※上記の数値は、個別延長給付のうち特例延長給付の該当者について特別集計したものであり、前頁の月別の数値のうち数。

(参考)緊急事態宣言と特例延長給付の対応状況

(令和3年9月13日時点)

	令和2年4月7日	令和2年5月25日	令和3年5月21日	令和3年7月8日	令和3年7月30日	令和3年8月17日	令和3年8月25日	令和3年9月12日	令和3年9月30日
①	緊急事態宣言前	緊急事態宣言中	緊急事態宣言後						
	離職理由問わず	特受及び特理	特受及び一部特理						
②	緊急事態宣言前		緊急事態宣言中						緊急事態宣言後
	離職理由問わず		特受及び特理						特受及び一部特理
③	緊急事態宣言前			緊急事態宣言中					緊急事態宣言後
	離職理由問わず			特受及び特理					特受及び一部特理
④	緊急事態宣言前				緊急事態宣言中				緊急事態宣言後
	離職理由問わず				特受及び特理				特受及び一部特理
⑤	緊急事態宣言前					緊急事態宣言中			緊急事態宣言後
	離職理由問わず					特受及び特理			特受及び一部特理
⑥	緊急事態宣言前						緊急事態宣言中	緊急事態宣言後	
	離職理由問わず						特受及び特理	特受及び一部特理	
⑦	緊急事態宣言前						緊急事態宣言中		緊急事態宣言後
	離職理由問わず						特受及び特理		特受及び一部特理

	地域	緊急事態宣言前	緊急事態宣言中	緊急事態宣言後
①	下記以外	～令和2年4月7日	令和2年4月8日～令和2年5月25日	令和2年5月26日～
②	沖縄	～令和3年5月21日	令和3年5月22日～令和3年9月30日	令和3年10月1日～
③	東京	～令和3年7月8日	令和3年7月9日～令和3年9月30日	令和3年10月1日～
④	埼玉、千葉、神奈川、大阪	～令和3年7月30日	令和3年7月31日～令和3年9月30日	令和3年10月1日～
⑤	茨城、栃木、群馬、静岡、京都、兵庫、福岡	～令和3年8月17日	令和3年8月18日～令和3年9月30日	令和3年10月1日～
⑥	宮城、岡山	～令和3年8月25日	令和3年8月26日～令和3年9月12日	令和3年9月13日～
⑦	北海道、岐阜、愛知、三重、滋賀、広島	～令和3年8月25日	令和3年8月26日～令和3年9月30日	令和3年10月1日～

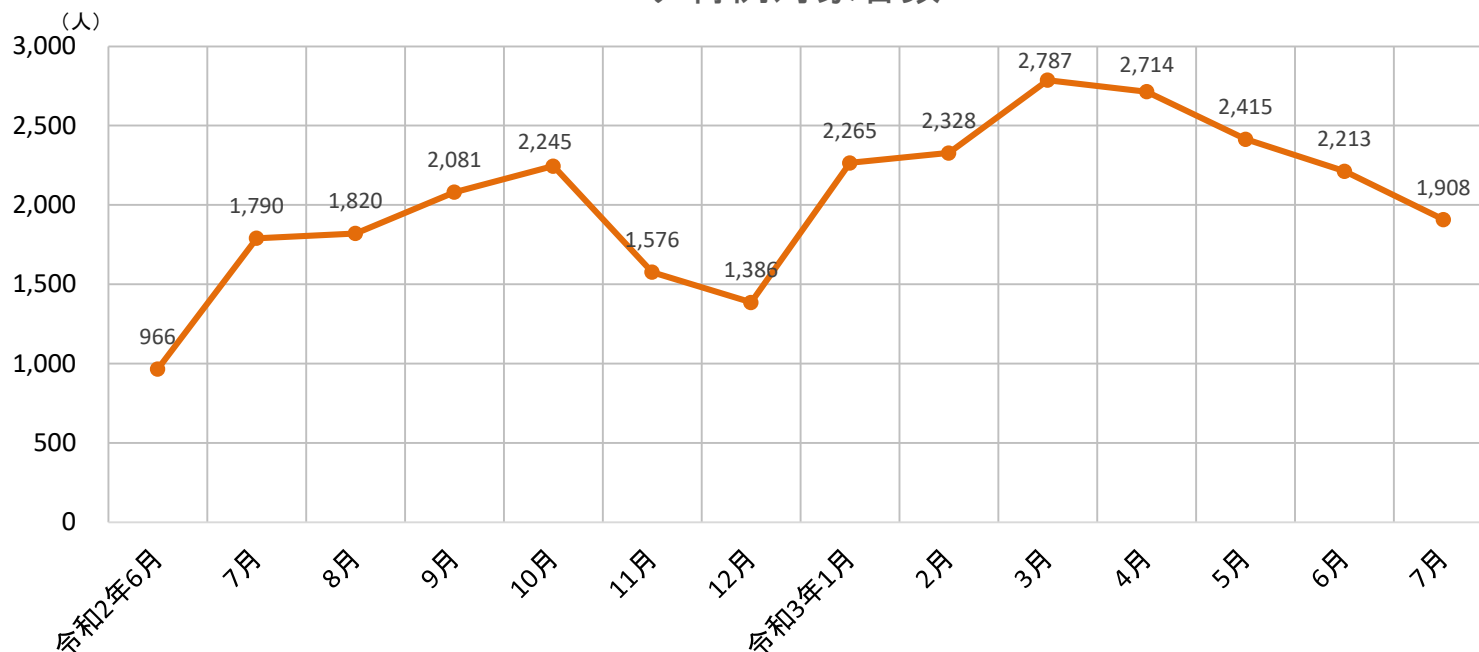
※「特受及び特理」とは、特定受給資格者及び特定理由離職者。
 ※「特受及び一部特理」とは、特定受給資格者及び特定理由離職者(暫定的に特定受給資格者にみなされる者に限る)。

新型コロナウイルス感染症に伴い離職した者における特定受給資格者とする 特例措置の状況について

(対象者)

本人の職場で感染者が発生したこと又は本人若しくは同居の家族が基礎疾患を有すること、妊娠中であること若しくは高齢であることから、感染拡大防止や重症化防止の観点から自己都合離職した者
(※令和2年6月8日から措置。令和2年5月1日以降に離職した者に適用。)

コロナ特例対象者数



※毎月の受給資格決定件数のうち該当者を特別集計したもの。

※上記の数値には、システム上の都合により他の離職理由(事業所移転)による者も一部含まれている(推定:100件未満/月程度)。

教育訓練給付

教育訓練給付の支給状況①

【一般教育訓練給付・年度別】

(単位：人、千円)

	受給者数			支給金額		
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女
平成23年度	122,248 (△ 1.5)	54,003	68,245	4,526,558 (△ 1.1)	2,326,712	2,199,846
平成24年度	130,218 (6.5)	59,204	71,014	4,569,985 (1.0)	2,434,366	2,135,620
平成25年度	135,944 (4.4)	63,038	72,906	4,639,246 (1.5)	2,550,540	2,088,705
平成26年度	121,056 (△11.0)	60,227	60,829	4,487,765 (△ 3.3)	2,577,275	1,910,490
平成27年度	120,117 (△ 0.8)	59,954	60,163	4,439,910 (△ 1.1)	2,569,652	1,870,257
平成28年度	111,790 (△ 6.9)	55,870	55,920	4,229,898 (△ 4.7)	2,381,110	1,848,788
平成29年度	99,978 (△10.6)	51,488	48,490	3,807,560 (△10.0)	2,206,492	1,601,068
平成30年度	92,571 (△ 7.4)	49,005	43,566	3,479,143 (△ 8.6)	2,114,151	1,364,992
令和元年度	90,776 (△ 1.9)	49,397	41,379	3,515,524 (10.5)	2,171,196	1,344,328
令和2年度	89,011 (△ 1.9)	51,191	37,820	3,423,119 (△ 2.6)	2,216,784	1,206,334

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

【特定一般教育訓練給付・年度別】

(単位：人、千円)

	受給者数			支給金額		
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女
令和元年度	126 -	99	27	12,314 -	11,089	1,225
令和2年度	1,647 (1207.1)	883	764	111,091 (802.2)	76,588	34,503

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)支給金額は業務統計値である。

(注3)特定一般教育訓練給付は令和元年10月施行。

教育訓練給付の支給状況②

【専門実践教育訓練給付・年度別】

(単位：人、千円)

	初回受給者数			受給者数			支給金額					
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女			
平成27年度	5,867	-	2,706	3,161	6,640	-	3,045	3,595	1,157,988	-	596,326	561,662
平成28年度	9,630	(64.1)	3,820	5,810	20,874	(214.4)	8,842	12,032	2,853,065	(146.4)	1,353,656	1,499,408
平成29年度	13,229	(37.4)	4,877	8,352	38,781	(85.8)	15,217	23,564	4,933,337	(72.9)	2,200,394	2,732,944
平成30年度	19,465	(47.1)	7,094	12,371	58,486	(50.8)	21,402	37,084	8,089,014	(64.0)	3,305,555	4,783,459
令和元年度	23,251	(19.5)	8,274	14,977	71,648	(22.5)	25,491	46,157	10,348,718	(27.9)	4,083,537	6,265,181
令和2年度	29,404	(26.5)	10,153	19,235	80,517	(12.4)	27,882	52,635	11,614,829	(12.2)	4,665,680	6,949,149

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)受給者数は延べ人数であり、支給金額は業務統計値である。

(注3)専門実践教育訓練給付は平成27年4月以降支給開始。

(注4)平成30年1月から支給率を60%→70%に上げている。

教育訓練支援給付金の支給状況

【年度別】

(単位：人、千円)

	初回受給者数			受給者実人員（延べ）			支給金額					
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女			
平成27年度	1,587	-	577	1,010	4,766	-	1,769	2,997	607,363	-	238,282	369,081
平成28年度	2,632	(65.8)	918	1,714	15,963	(234.9)	5,684	10,279	2,150,565	(254.1)	810,297	1,340,268
平成29年度	3,015	(14.6)	934	2,081	27,342	(71.3)	9,240	18,102	3,807,247	(77.0)	1,360,183	2,447,065
平成30年度	2,891	(▲ 4.1)	841	2,050	32,869	(20.2)	10,195	22,674	5,325,763	(39.9)	1,743,682	3,582,082
令和元年度	3,524	(21.9)	1,009	2,515	35,378	(7.6)	10,184	25,194	7,188,787	(35.0)	2,206,789	4,981,998
令和2年度	3,530	(0.2)	1,051	2,479	37,113	(4.9)	10,473	26,640	8,546,630	(18.9)	2,567,904	5,978,726

(注1)各年度の数値は年度合計値である。

(注2)受給者数は延べ人数であり、支給金額は業務統計値である。

(注3)教育訓練支援給付金は平成27年4月以降支給開始。

(注4)平成30年1月から支給率を基本手当日額の50%→80%に上げている。

【令和3年度月別（速報値）】

(単位：人、千円)

	初回受給者数			受給者実人員			支給金額					
	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女	(前年度比)	男	女			
4月	107	(197.2)	33	74	5,513	(13.1)	1,569	3,944	1,252,416	(17.4)	381,307	871,108
5月	35	(169.2)	15	20	958	(3.6)	247	711	207,645	(4.7)	55,961	151,684
6月	539	(▲ 10.5)	191	348	4,502	(4.6)	1,285	3,217	1,085,198	(6.1)	329,922	755,277
7月	80	(▲ 21.6)	27	53	859	(2.6)	221	638	206,861	(6.4)	55,768	151,093
8月	314	(201.9)	137	177	4,757	(9.0)	1,376	3,381	1,142,553	(6.7)	349,721	792,832

専門実践教育訓練給付等に係る制度変遷

	平成26年改正 (同年10月施行)	平成29年改正 (平成30年1月施行)
給付率	<p>専門実践 教育訓練給付金 60%</p> <p>※ 要件期間10年以上 (初回に限り2年)</p> <p>※ 給付率：最大60% (上限年48万円)</p>	<p>専門実践 教育訓練給付金 <u>70%</u></p> <p>※ 要件期間3年以上 (初回に限り2年)</p> <p>※ 給付率：最大<u>70%</u> (上限年56万円)</p>
	<p>教育訓練支援給付金 50%</p> <p>※基本手当日額に対する割合 ※平成30年度末までの暫定措置</p>	<p>教育訓練支援給付金 <u>80%</u></p> <p>※同左 ※令和3年度末まで暫定措置延長</p>

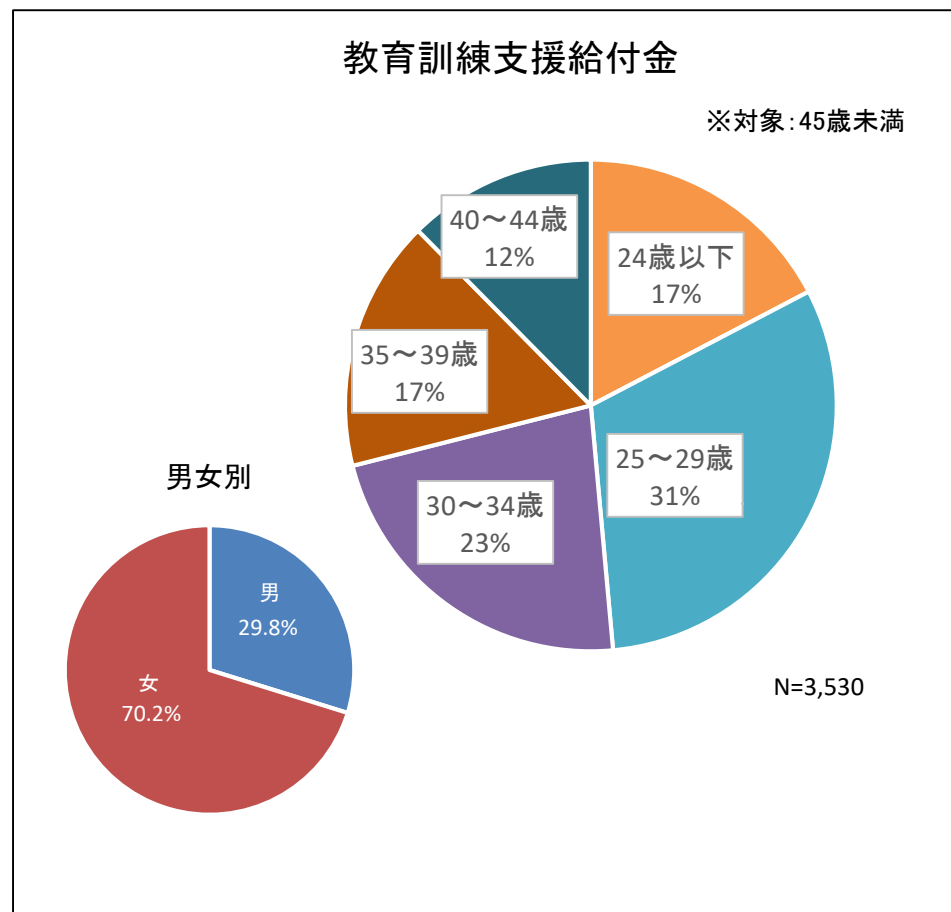
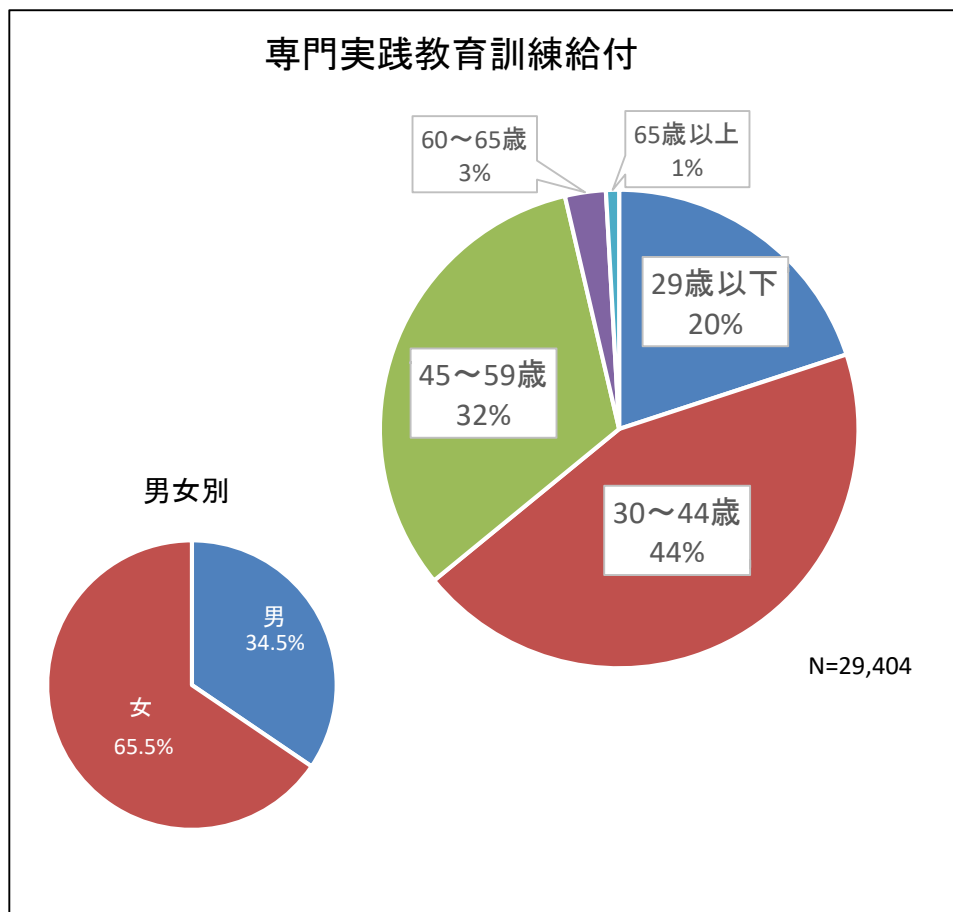
専門実践教育訓練給付金等受給者の状況①(年齢別、男女別)

- 専門実践教育訓練受給者のうち約6割が45歳未満であり、そのうち約2割程度が教育訓練支援給付金を受給している。

※45歳未満の専門実践教育訓練受給者のうち教育訓練支援給付金受給者の割合 $3,530 / (29,404 \times 64\%) = 18.7\%$

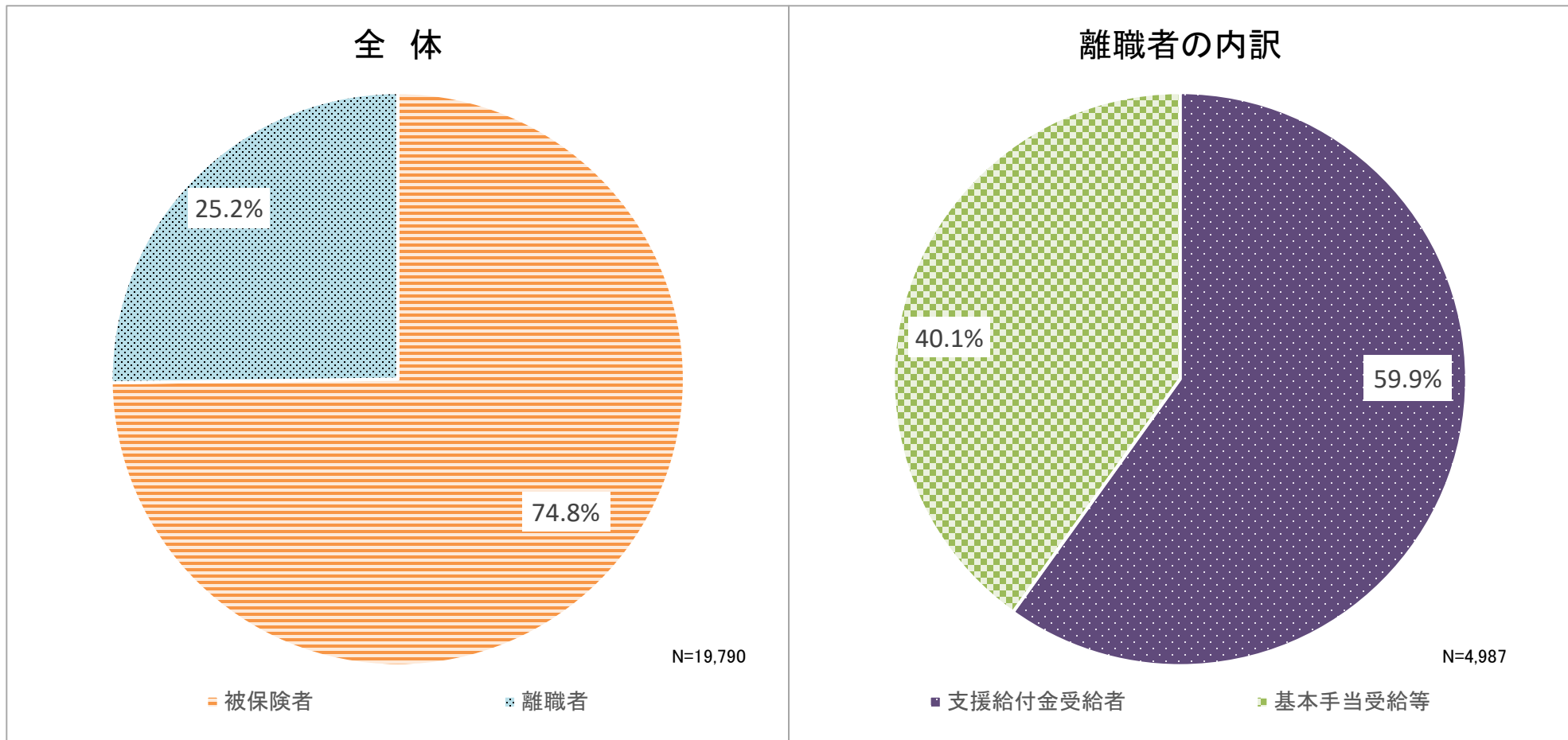
- 教育訓練支援給付金受給者の年齢階層は、25歳～34歳が多いが、大きな偏りは見られない。

(年齢階層別・男女別初回受給者の状況: 令和2年度)



専門実践教育訓練給付等受給者の状況②(雇用状態)

- 全体の約75%は在職者(被保険者)であり、また離職者が約25%となっている。
 - 離職者のうち、約60%が教育訓練支援給付金を受給している。
- ※ なお、平成30年度については、受講中に離職して教育訓練支援給付金を受給した者はいなかった。



※ 令和3年6月末時点における処理データのうち訓練開始日が平成30年度に属するものを特別集計したもの。
※ 雇用状態は、専門実践教育訓練の受講開始時において被保険者資格取得中であるか否かで判断している。

専門実践教育訓練給付の講座類型別支給状況

○ 概ね9割の受給者が業務独占資格・名称独占資格を受講している。

【講座分類別初回受給者数の推移】

(人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①業務独占資格・名称独占資格	4,496	8,153	11,685	16,890	20,223	25,288 (86.0%)
②職業実践専門課程	102	178	242	284	380	414 (1.4%)
③専門職学位	1,269	1,299	1,302	1,433	1,573	1,876 (6.4%)
④職業実践力育成プログラム	—	—	0	858	1,014	932 (3.2%)
⑤情報通信技術関係資格	—	—	—	—	40	19 (0.1%)
⑥第四次産業革命スキル習得講座	—	—	—	—	21	875 (3.0%)
合計	5,867	9,630	13,229	19,465	23,251	29,404

※雇用保険業務統計より。

※教育訓練支援給付金受給者も含まれている。

※令和2年度の下段()は構成比。

教育訓練支援給付金の講座類型別支給状況

○ 概ね9割の受給者が業務独占資格・名称独占資格を受講している。

【講座分類別初回受給者数の推移】

(人)

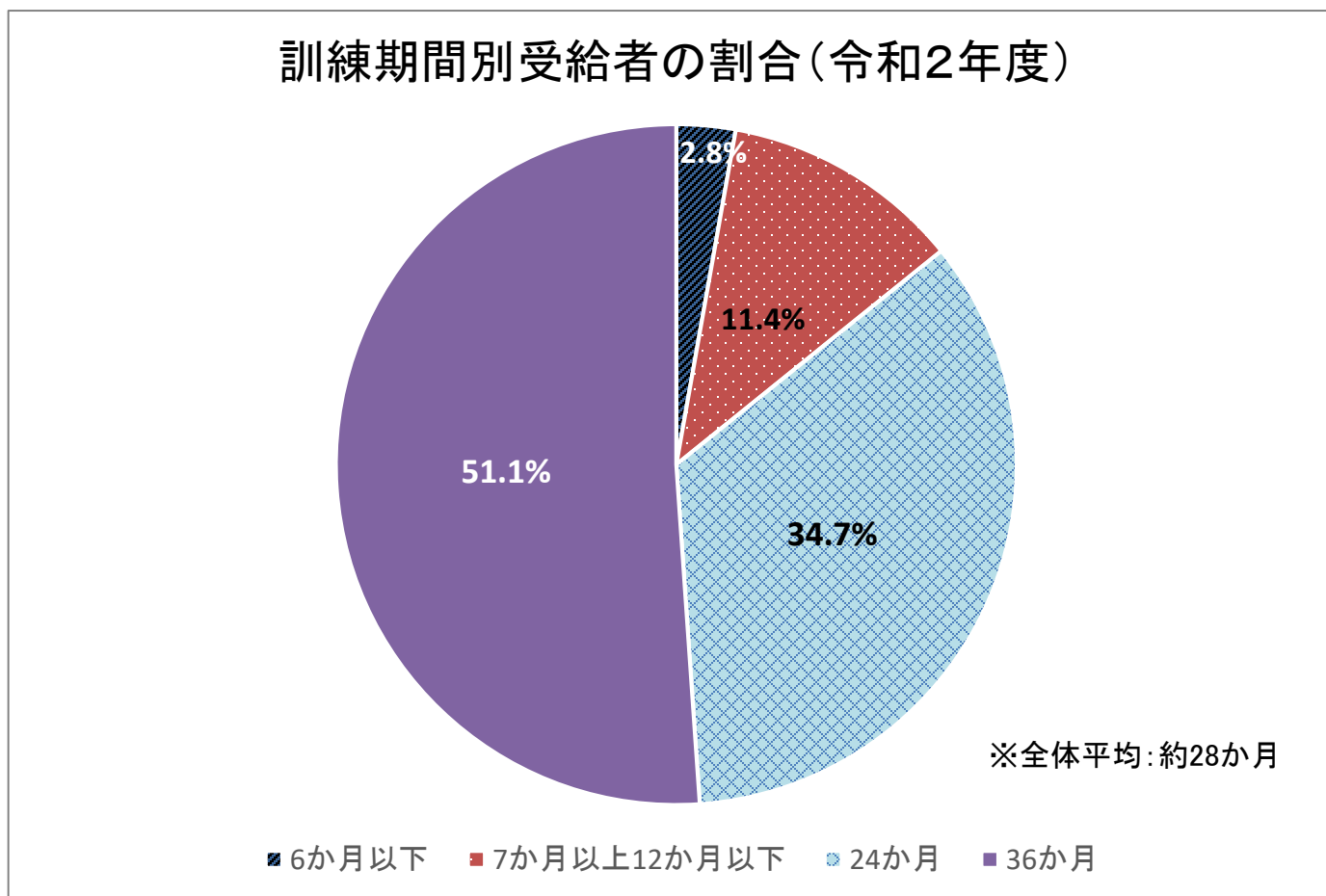
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
①業務独占資格・名称独占資格	1,476	2,480	2,809	2,625	3,181	3,079 (87.2%)
②職業実践専門課程	76	116	170	191	270	264 (7.5%)
③専門職学位	35	36	36	47	49	66 (1.9%)
④職業実践力育成プログラム	—	—	0	28	20	30 (0.8%)
⑤情報通信技術関係資格	—	—	—	—	2	4 (0.1%)
⑥第四次産業革命スキル習得講座	—	—	—	—	0	87 (2.5%)
合 計	1,587	2,632	3,015	2,891	3,522	3,530

※雇用保険業務統計より

※令和2年度の下段()は構成比。

教育訓練支援給付金受給者の訓練期間別支給状況

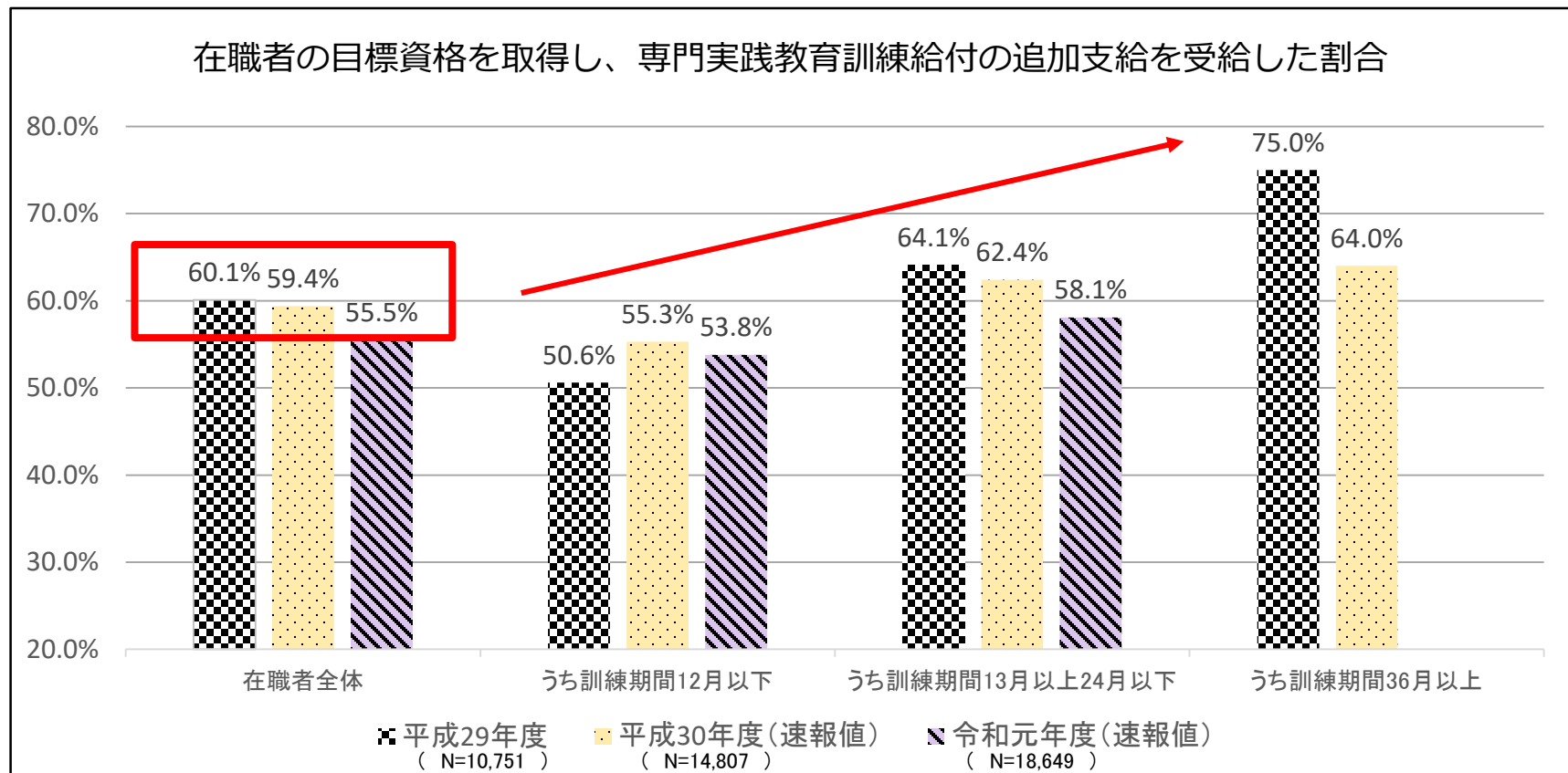
概ね9割の受給者が訓練期間24か月以上の講座を受講し、また、概ね5割の受給者が訓練期間36か月以上の講座を受講している。



※ 令和3年6月末時点における処理データのうち訓練開始日が令和2年度に属するものを特別集計したもの。

専門実践教育訓練受給者(在職者)の状況(受講結果)

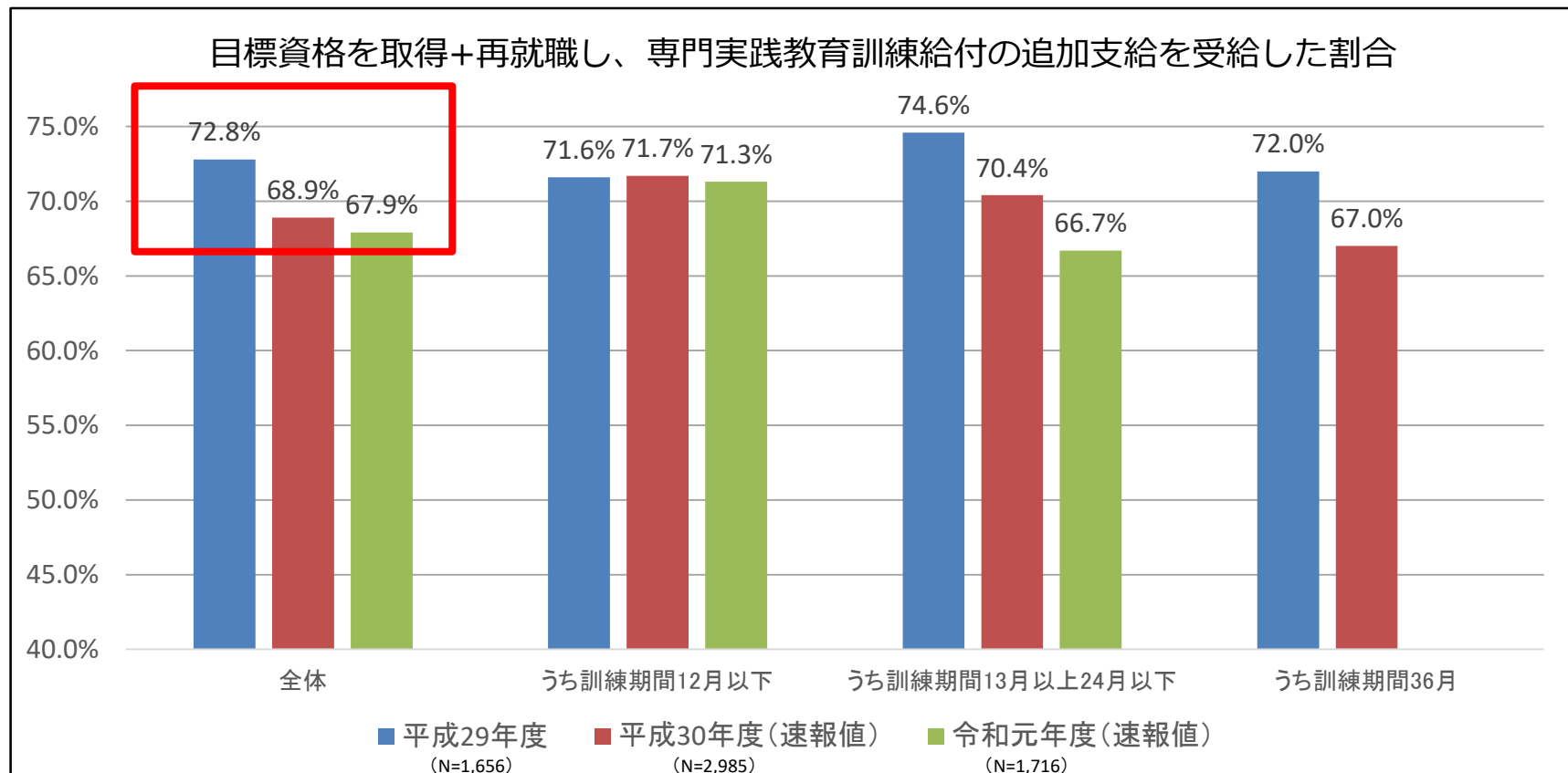
在職中に専門実践教育訓練を受講した者のうち受講修了後に目標とする資格等を取得した者の状況を調査した結果、概ね60%となっており、長期の訓練を受講した者ほどその割合は高くなっている。



- ※1 平成30年度のうち訓練期間36月以上のコースは、受講修了後の経過期間が短く今後変動があり得るため速報値としている。
- ※2 令和元年度については、訓練期間36月以上のコースは訓練受講中のため調査から除いており、また訓練期間1年以上24か月以下のコースは受講修了後の経過期間が短く今後変動があり得るため速報値としている。
- ※3 このデータは令和3年9月末時点における処理データから訓練開始日が属する年度を基準として各年度区分を整理し特別集計したもの。

教育訓練支援給付金受給者の状況(受講結果)

当該給付金が若年離職者の中長期的キャリア形成の支援を目的としていることに鑑み、教育訓練の受講修了後に目標とする資格等を取得し、かつ再就職した者の状況を調査した結果、当該給付金受給者のうち概ね70%程度となっている。



- ※1 平成29年度及び平成30年度の教育訓練支援給付金受給者が受講した講座において、訓練期間が24月の次は36月しかないので「うち訓練期間36月」としている。
- ※2 平成30年度について、訓練期間36月のコースが受講修了後の経過期間が1年未満であり今後変動があり得るため速報値としている。
- ※3 令和元年度については、訓練期間13月以上24月以下のコースが受講修了後の経過期間が1年未満であり今後変動があり得るため速報値としており、また訓練期間36月のコースの受講者は訓練が終了していないため除いて算出している。
- ※4 このデータは令和3年9月末時点における処理データから訓練開始日が属する年度を基準として各年度区分を整理し特別集計したもの。

教育訓練支援給付金受給者の受講後の状況

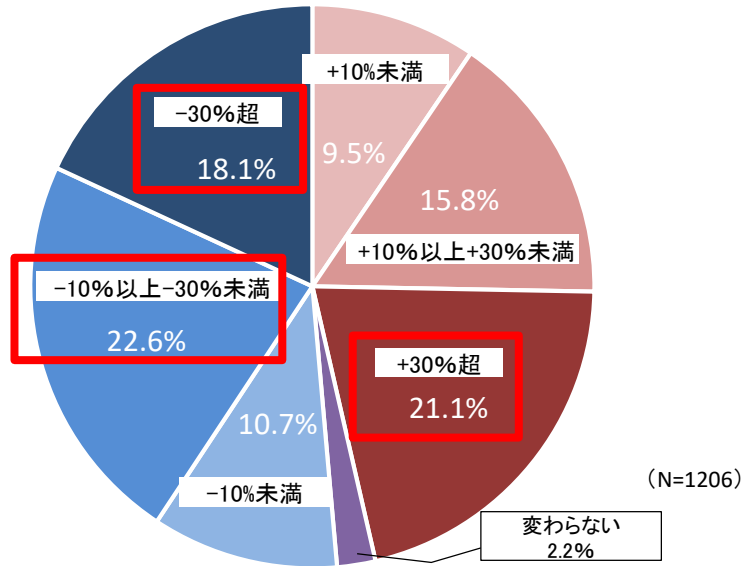
(サンプル調査の概要)

- 平成29年度に受講開始した者のうち、教育訓練支援給付金を受給した1,656人について、目標資格等を取得し、かつ受講修了後1年以内に再就職した者(専門実践教育訓練給付金の20%追加支給受給者)=1,206人の再就職後の賃金の状況と就職日の1年後の就業継続状況を調査。

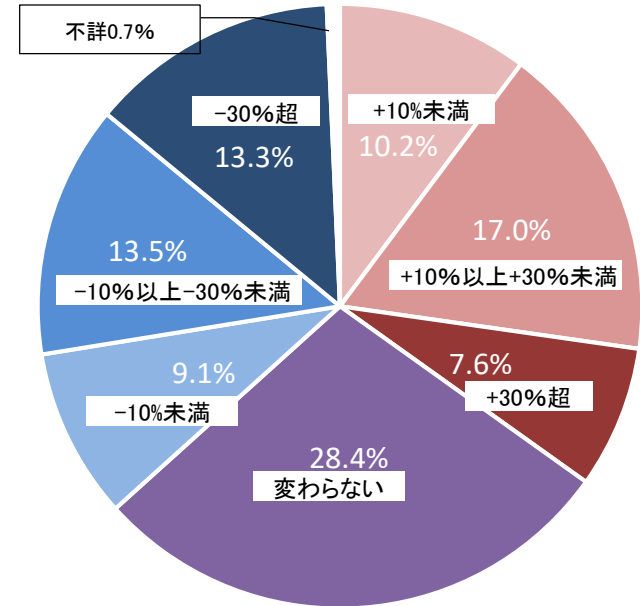
(目標資格等の取得後の就職で賃金が増減した者の割合)

雇用動向調査における転職入職者の賃金変動状況と比較すると、教育訓練支援給付金受給者の方が、30%以上の賃金の増となる者の割合が大きい一方で、10%以上の割合で賃金の減少となる者の割合も大きい。

受給者全体



参考:2020年転職入職者の賃金変動状況(雇用動向調査)



※教育訓練支援給付金の支給における離職時賃金と再就職時の資格取得届における賃金額による比較。
離職時賃金には所定外も含まれることに留意。

※雇用動向調査(2020年)のデータより厚生労働省職業安定局雇用保険課にて作成。

※「変わらない」は、増減割合が±1%未満の範囲としている。

➡ このうち就職日の1年後も就業継続している者※の割合 = 84.5%

※最初の就職後、1年経過日の被保険者資格取得状態を調査。

なお、就職後に被保険者資格の喪失と新たな取得が生じている場合、両者の間隔が30日未満の場合は継続しているものとみなしている。

教育訓練支援給付金に関する雇用保険部会報告①(制度創設時)

(平成25年雇用保険部会報告より抜粋)

3 中長期的なキャリア形成支援措置について

(1)中長期的なキャリア形成を支援するための教育訓練給付の拡充

(略)

○ また、自発的に受講する教育訓練ではあるが、45歳未満の若年離職者については長期の教育訓練の期間中の支援が必要であることを考慮し、当面の措置として、離職前の賃金に応じた一定の額(算定方法は基本手当に倣った上で、当該手当の水準の50%)を教育訓練の期間中に支給すべきである。本措置の期限は、日本再興戦略を踏まえ、平成30年度末までの5年間とすべきである。

(略)

○ 労働者代表委員及び使用者代表委員からは、本措置は雇用保険制度のみならず、一般会計によっても支援すべきではないかとの意見があった。また、使用者代表委員からは、安易な複数回受講を防ぐ措置として、給付回数制限措置を設けることを検討すべきではないかとの意見があった。

○ 本措置については、従来の教育訓練給付に加え、対象となる教育訓練と給付水準の拡大を伴うものであることから、制度開始後、その実績について定期的に確認し、雇用保険制度における支援措置として適切なものとなるよう、本部会においても必要に応じて議論を行うべきである。

(参考) 日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)(抄)

一. 日本産業再興プラン～ヒト、モノ、カネを活性化する～

2. 雇用制度改革・人材力の強化

① 行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型への政策転換(失業なき労働移動の実現)

○若者等の学び直しの支援のための雇用保険制度の見直し

・非正規雇用労働者である若者等がキャリアアップ・キャリアチェンジできるよう、資格取得等につながる自発的な教育訓練の受講を始め、社会人の学び直しを促進するために雇用保険制度を見直す。労働政策審議会で検討を行い、次期通常国会への改正法案の提出を目指す。あわせて、従業員の学び直しプログラムの受講を支援する事業主への経費助成による支援策を講ずる。

④ 女性の活躍推進

○女性のライフステージに対応した活躍支援

・インターンシップやトライアル雇用制度の活用、マザーズハローワークの充実等による再就職に向けた総合的な支援、母子家庭の母等への就業支援、社会人の学び直し支援等を行うほか、資金調達や経営ノウハウの支援等により、地域に根差したものから世界にチャレンジするものも含め、女性の起業等を促進する。

⑤ 若者・高齢者等の活躍推進

・大学、大学院、専門学校等が産業界と協働して、高度な人材や中核的な人材の育成等を行うオーダーメイド型の職業教育プログラムを新たに開発・実施するとともに、プログラム履修者への支援を行うなど、社会人の学び直しを推進する。また、高等専門学校について、地域や産業界との連携を深めつつ、社会や企業のニーズを踏まえた学科再編などを促進する。また、若者等の学び直しの支援のための奨学金制度の弾力的運用や雇用保険制度の見直し等を行う。

⑦ グローバル化等に対応する人材力の強化

○産業界のニーズに対応した学び直し機会の拡大

・社会人の学び直し支援を実施する【再掲】。

※各項目につき、今後5年間(2020年まで)における
転職入職率、女性就業率等のKPIを設定。

教育訓練支援給付金に関する雇用保険部会報告②(制度改正時)

(平成29年雇用保険部会報告より抜粋)

3 教育訓練給付について

○ 労働力人口が減少する中、我が国が成長するためには、労働者の職業能力の開発、向上に取り組むことが重要である。

○ 労働者の自己啓発を支援する仕組みとして教育訓練給付があるが、中長期的なキャリア形成を支援する専門実践教育訓練給付については、未だ受給者が少ない状況にある。このことから、利用が促進されるよう周知を図るとともに、専門実践教育訓練給付の給付率について、40%から50%に、上限額について32万円から40万円に引上げ、集中的に支援すべきである。

○ あわせて、専門実践教育訓練を受講している45歳未満の若年離職者に支給される教育訓練支援給付金について、支給額を基本手当の50%から80%に引き上げるとともに、平成30年度末までの暫定措置を平成33年度末まで延長すべきである。

○ なお、雇用保険制度は、失業に際して生活の安定を図りつつ、再就職に向けた支援を行うことを最も基本的な目的としているものであることに鑑みれば、基本手当等の求職者給付が本来の趣旨に沿って十分かつ確実に行われることが最優先であり、その枠組みの中で教育訓練給付等について考えられるべきである。したがって、現在、働き方改革を強力に進めていくとの政府方針や、良好な雇用失業情勢、安定した雇用保険財政といった環境の中で教育訓練給付の拡充を行うことは考え得る。

その際、雇用保険制度本来の役割やその置かれた状況に鑑み、教育訓練給付の実施状況について定期的に把握し、その状況に応じて適切な時期に見直すことが適当である。

(参考) 教育訓練給付・リカレント教育に関する閣議決定等①

経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日 閣議決定）抄

第1章 新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会のビジョン

3. ポストコロナの経済社会のビジョン

その際、特に、我が国の最大の資源である人材の力を引き出していくことが重要となる。政府が呼び水となる人材への投資と制度改革を大胆に行う「ヒューマン・ニューディール」を通じ、民間の創意工夫や投資を促し、社会全体で人材を育成する大きなうねりを起こしていく。意欲と能力のある若者が活躍でき、多様な経験を積みながらキャリアアップを行えるようにする。

女性のキャリアアップ支援の強化等を通じ男女の賃金格差を解消するとともに、理系分野を始め多様な分野での女性の活躍を促す。誰もがいつでも学び直しを行えるようリカレント教育の抜本的な拡充を図り、キャリアアップをしながら、転職や起業などを通じて、年功序列や生え抜き主義といった慣行にとらわれず様々な場での活躍を選択できるようにし、国際的に通用する人材を育成していくことが重要である。

4. 感染症の克服と経済の好循環に向けた取組

(2) 経済好循環の加速・拡大

雇用と生活への支援として、雇用調整助成金の特例措置等については、雇用情勢を見極めながら段階的に縮減していく一方で、在籍型出向を通じた雇用確保を支援する助成の活用促進やマッチング支援の強化、感染症の影響による離職者のトライアル雇用への助成等による成長分野への円滑な労働移動や、セーフティネットとしての求職者向けの支援、働きながら学べる環境の整備、リカレント教育等の人的投資支援を強力に推進する。雇用保険について、これらの施策を適切に講じ、セーフティネット機能を十分に発揮できるように、その財政運営の在り方を検討する。

非正規雇用労働者など感染症のより厳しい影響を受ける生活に困窮する方々に対しては、住まいの確保を含め生活を下支えする重層的なセーフティネットによる支援に万全を期すとともに、デジタル分野等の新たなスキルの習得に向けた職業訓練の強化等を通じ自立を支援する。

(参考) 教育訓練給付・リカレント教育に関する閣議決定等②

経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日 閣議決定）抄

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

2. 官民挙げたデジタル化の加速

(3) デジタル人材の育成、デジタルデバイドの解消、サイバーセキュリティ対策

全国の大学・高等専門学校・専門学校等において数理・データサイエンス・AI教育の充実や、デジタル関連学部や修士・博士課程プログラムの拡充・再編を図ることとし、モデルカリキュラムの普及、国際競争力のある分野横断型の博士課程教育プログラムの創設、ダブルメジャー等を推進する。

デジタル人材の裾野拡大のため、職業訓練と教育訓練給付のデジタル人材育成への重点化を図ることとし、デジタル関連プログラムの拡充等の強化を行う。

5. 4つの原動力を支える基盤づくり

(2) 女性の活躍

全ての女性が輝く令和の社会を実現するために、「第5次男女共同参画基本計画」及び「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」77に基づき、女性デジタル人材育成、ひとり親に対する職業訓練、「生理の貧困」への支援など女性に寄り添った相談支援、妊産婦への支援といったコロナ禍で大きな影響を受けている女性への支援、養育費の不払い解消、女性の登用・採用の拡大を含めた幅広い分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大、性犯罪・性暴力対策の強化などの取組みを推進する

(3) 若者の活躍

若者のキャリア形成を支えるため、ジョブ型雇用の推進などにより多様な働き方の実現を図るとともに、公的職業訓練やリカレント教育を、デジタル化等の産業構造の変革に対応できる人材や、その変革をリードする人材を育成できるものへ強化していく。

(参考) 教育訓練給付・リカレント教育に関する閣議決定等③

経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日 閣議決定）抄

(5) 多様な働き方の実現に向けた働き方改革の実践、リカレント教育の充実

(フェーズⅡの働き方改革、企業組織の変革)

ジョブ型正社員の更なる普及・促進に向け、雇用ルールの特化や支援に取り組む。裁量労働制について、実態を調査した上で、制度の在り方について検討を行う。兼業・副業の普及・促進のため、ガイドラインの周知、取組事例の横展開等に取り組む。選択的週休3日制度について、育児・介護・ボランティアでの活用、地方兼業での活用などが考えられることから、好事例の収集・提供等により企業における導入を促し、普及を図る。また、フリーランスについて、ガイドラインを踏まえ、関係法令の適切な適用等を行うとともに、事業者との取引について書面での契約のルール化などを検討する。これらの取組により、多様で柔軟な働き方を選択でき、安心して働ける環境を整備する。あわせて公的職業訓練における在職者の訓練の推進、教育訓練休暇の導入促進等を含め、働きながら学べる仕組みを抜本的に見直すとともに、周知を徹底することにより、その活用を図る。また、民間求人メディア等についてマッチング機能の質を高めるためのルール整備やハローワークとの情報共有の仕組みの構築に取り組む。

(リカレント教育等人材育成の抜本強化)

年代・目的に応じた効果的な人材育成に向け、財源の在り方も含め検討し、リカレント教育を抜本的に強化する。企業を通じた支援のみならず個人への直接給付も十分に活用されるよう、教育訓練給付の効果検証により、その内容が労働市場のニーズによりマッチするよう不断の見直しを行うなど、その活用を推進する。企業や訓練機関の教育訓練において、一人ひとりの目的・状況に応じたプログラムの柔軟化・多様化を推進する。

博士号・修士号取得者、これらを有する企業人材、デジタル人材等の高度人材の育成を図るため、産学官連携の下、時代や企業のニーズに合ったリカレントプログラムを大学・大学院・専門学校等において積極的に提供する。企業、受講者、大学等に対する具体的なインセンティブ措置を検討し、必要な施策を講じてリカレント教育を推進する。

40歳を目途に行うキャリアの棚卸しや起業、地方企業への転職、NPO等での活躍等に向け、資格取得やキャリアコンサルティング、マッチング等の支援を強化する。オンラインや土日・夜間の講座の拡大を図るとともに、内容の検索機能や情報発信を充実する。

(参考) 教育訓練給付・リカレント教育に関する閣議決定等④

成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日 閣議決定）抄

4. 「人」への投資の強化

(6) 労働移動の円滑化

i) 雇用の維持と労働移動の円滑化

- ・職業訓練の訓練期間や訓練内容について、短期間の訓練やオンライン受講を始めとする多様化・柔軟化を行い、利用しやすい制度とするとともに、ハローワークにおいて、離職者、休業者等に職業訓練の情報提供や受講斡旋、職業訓練の成果を踏まえた就職支援などを実施する。

ii) リカレント教育の推進

(企業や職業訓練機関におけるリカレントの推進)

- ・教育訓練給付におけるIT分野の講座充実に向けた関係府省の連携の推進や職業訓練（離職者訓練、在職者訓練）のデジタル関連分野への重点化等により、第四次産業革命などデジタル技術の進展を踏まえたニーズに応じた人材育成を強化する。
- ・労働者の主体的な学び直しをしやすいとするため、教育訓練給付制度におけるオンラインや土日・夜間の講座の充実を図るとともに、学び直しに関するポータルサイトとの連携を強化する等により、教育訓練給付の対象講座等に関する情報発信を強化し、制度の利用を促進する。
- ・労働者が主体的に学ぶための時間を確保できるよう、企業における教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務制度、残業免除制度等の普及を促進する。
- ・オンラインや土日・夜間も含めて労働者がジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを利用しやすい環境整備に取り組むとともに、長期にわたるキャリア形成の促進のため、企業内におけるキャリアコンサルティング（セルフ・キャリアドック）の導入支援やマイナポータルとの連携を含むジョブ・カードのデジタル化を推進する。
- ・「生産性向上人材育成支援センター」において、特にAI、データサイエンス等の産業界のニーズの大きい分野で、大学と連携した新規講座の開設などの取組を行う。
- ・公的職業訓練について、IT理解・活用力を習得する訓練を実施するとともに、産業界や地域から求められる人材ニーズに即した訓練コースの設定や訓練コースの柔軟化・多様化を推進する。また、訓練内容の高度化や効率的な訓練実施のため、ICT導入に向けた検討を行い、速やかに結論を得る。

求職者支援制度

○ 求職者支援制度の対象となる職業訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を、求職者支援訓練として認定
- 求職者支援訓練は、地域の求人ニーズを踏まえ都道府県ごとに策定された「地域職業訓練実施計画」に基づき認定
- 訓練受講者が希望する場合、給付金を受給しながら公共職業訓練など（※）を受講することができる

※ 公共職業訓練は主に雇用保険受給者を対象とする訓練。求職者支援訓練は主に雇用保険を受給できない者を対象とする訓練
雇用保険受給者は、希望する場合に求職者支援訓練を受講できるが、雇用保険を受給できない者の受講が優先される
公共職業訓練の期間は、3か月から2年（令和4年3月末まで特例として1か月から2年）「など」は就職氷河期世代向け訓練など

○ 求職者支援訓練の種類

基礎コース	訓練内容	社会人としての基礎的能力および短時間で習得できる技能などを付与する訓練	
	訓練期間	2か月から4か月	
	訓練分野	ビジネスパソコン基礎科、オフィスワーク基礎科など	
実践コース	訓練内容	職務遂行のための実践的な技能などを付与する訓練	
	訓練期間	3か月から6か月（就職に直結する資格を取得できる介護分野などは2か月から） ※ シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは2週間から（令和4年3月末までの特例）	
	訓練分野	IT 営業・販売・事務 医療事務 介護福祉 デザイン その他	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など OA経理事務科、営業販売科など 医療・介護事務科、調剤事務科など 介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など 広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など 3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

○ 求職者支援訓練の実施機関に対する奨励金

基礎コース	基礎コース：受講者数に応じて定額を支給：6万円／人月
実践コース	訓練修了者のうち、特に安定した雇用が実現した（雇用保険被保険者となった）者の割合に応じて支給 60%以上：7万円／人月、35%以上60%未満：6万円／人月、35%未満：5万円／人月 ※ シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは、55%以上：7万円／人月、 30%以上55%未満：6万円／人月、30%未満：5万円以上／人月

※この他、託児サービスを提供する訓練実施機関に対し、児童一人当たり月6万6千円を限度に保育奨励金を支給

○ 求職者支援制度の財源

原則	—	国庫 1/2	労使負担 1/2 (労使折半)
暫定	当分の間	国庫 27.5/100 (※1)	労使負担 72.5/100 (労使折半)
時限	平成29年度から 令和3年度まで	国庫 5/100 (※2)	労使負担 95/100 (労使折半)

※1 原則の割合 (1/2) に、雇用保険と同様の国庫負担の暫定措置 (原則の55/100を負担) を適用
 $50/100 \times 55/100 = 27.5/100$

※2 現下の雇用情勢、雇用保険の財政状況などを勘案し、雇用保険制度の国庫負担率を5年間に限り引き下げる
 原則の割合 (1/2) の10/100
 $50/100 \times 10/100 = 5/100$

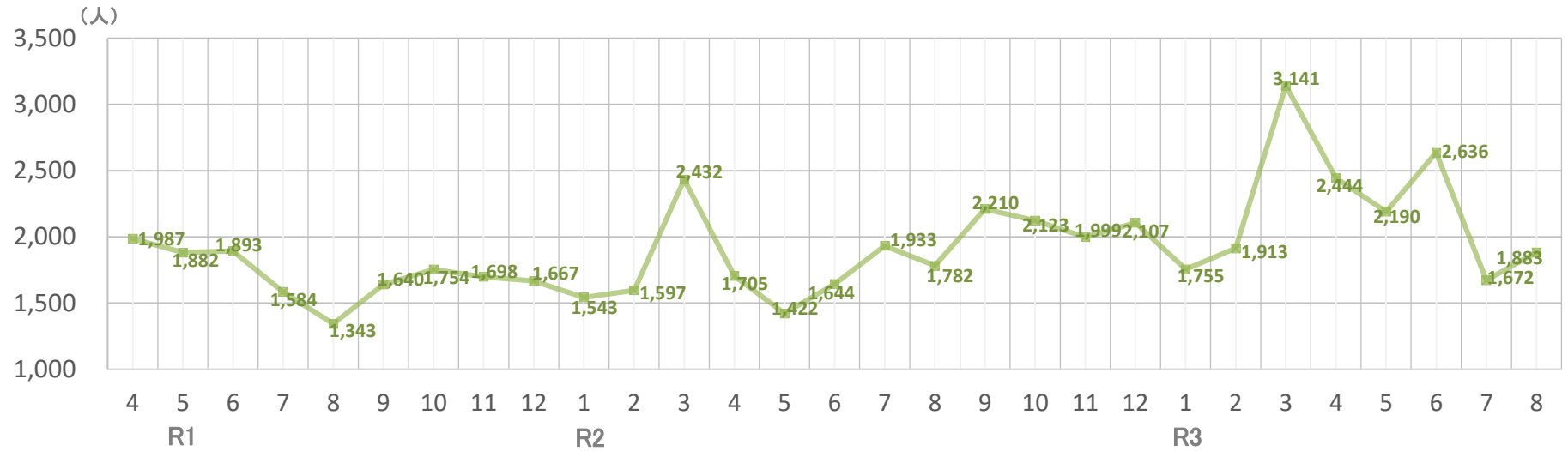
※3 令和3年度予算額：252億円 (うち国庫負担 11億円)

○ 求職者支援制度などの目標 (令和3年度)

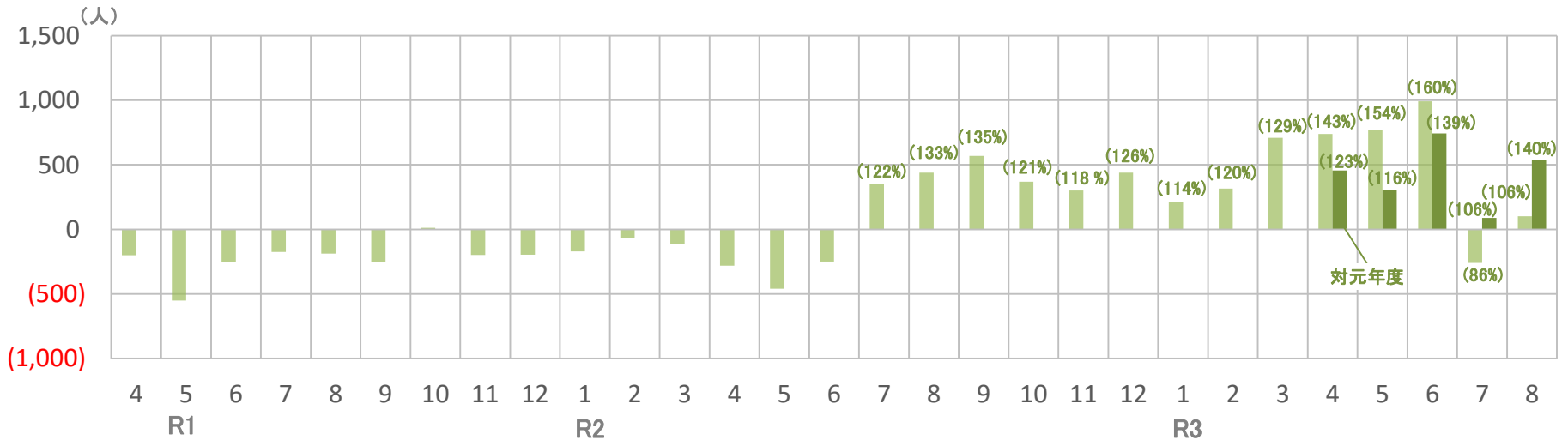
新たな雇用・訓練パッケージ (令和3年2月12日/厚生労働省)	訓練受講者数 (求職者支援訓練：約5万人、公共職業訓練：約15万人)
非正規雇用労働者等に対する緊急支援策 (令和3年3月16日/新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議)	訓練受講者数 (求職者支援訓練：約5万人、公共職業訓練：約15万人) 職業訓練受講給付金受給者数：2.5万人 デジタル分野の求職者支援訓練の定員：約5千人

直近の求職者支援訓練受講者数の推移（グラフ）

① 受講者数



② 対前年増減



※ 受講者数は、その月に求職者支援訓練の受講を開始した者の数
 ※ カッコ内は、対前年同期比

職業訓練受講給付金の特例措置の適用者数

職業訓練受講給付金の特例措置の適用者数（令和3年2月25日から）

	～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
収入要件	2	10	20	22	27	29	41	151
出席要件	1	3	0	2	4	4	2	16

※ 各月に職業訓練受講給付金の特例措置を適用した者の数

[参考] 職業訓練受講給付金の受給者数（令和3年3月から）

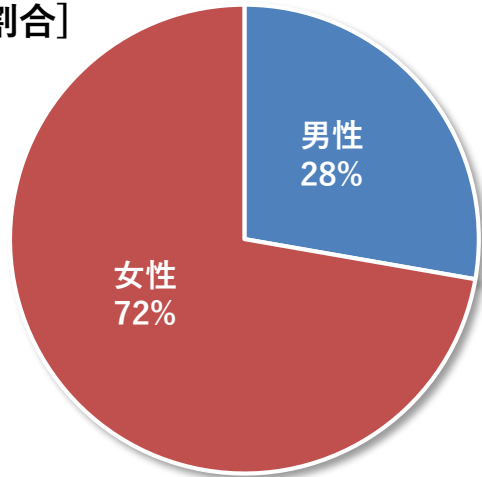
3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
838	964	1,477	1,061	1,095	989	860	7,284

※ 各月に職業訓練受講給付金を初めて受給した者の数

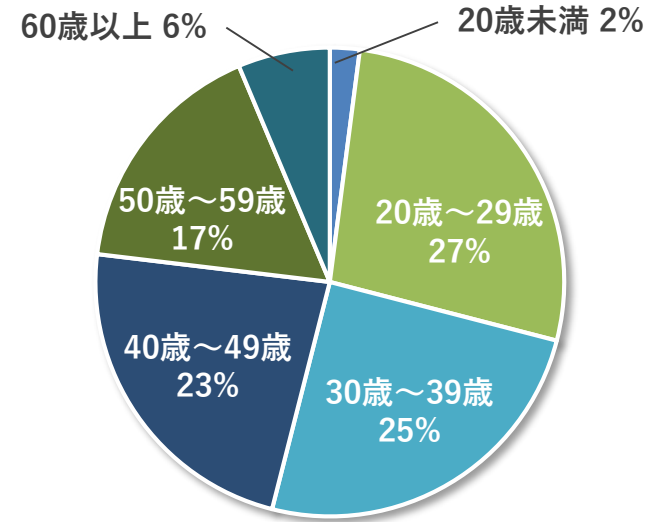
求職者支援訓練受講者数の男女別、年齢階層別割合（令和2年度）

① 求職者支援訓練受講者数

[男女別割合]

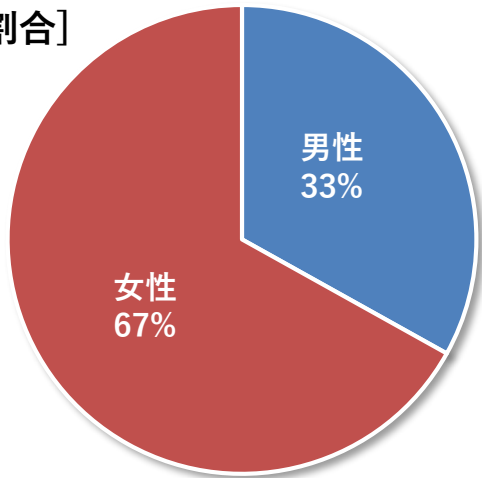


[年齢階層別割合]

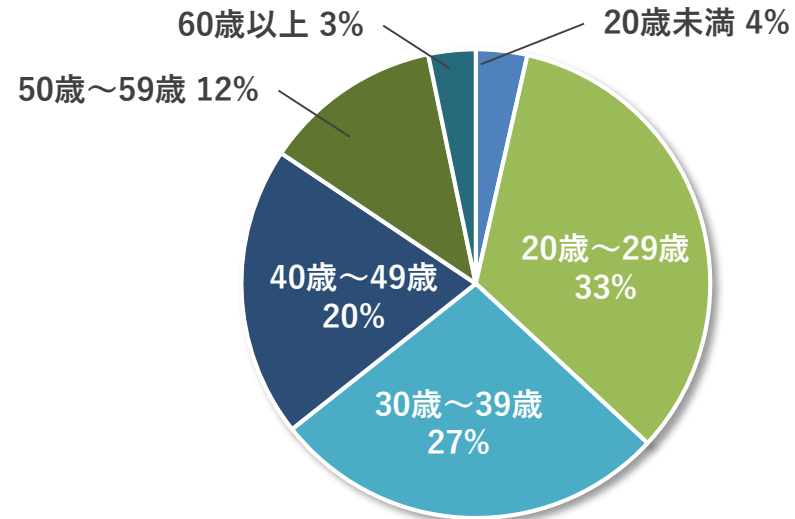


② 職業訓練受講給付金受給者

[男女別割合]



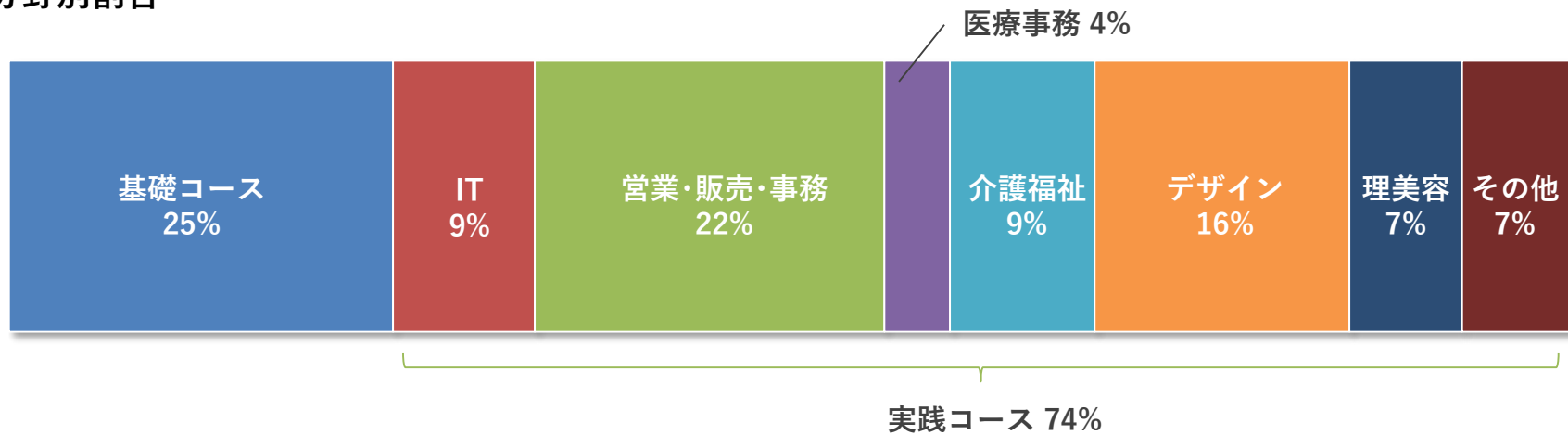
[年齢階層別割合]



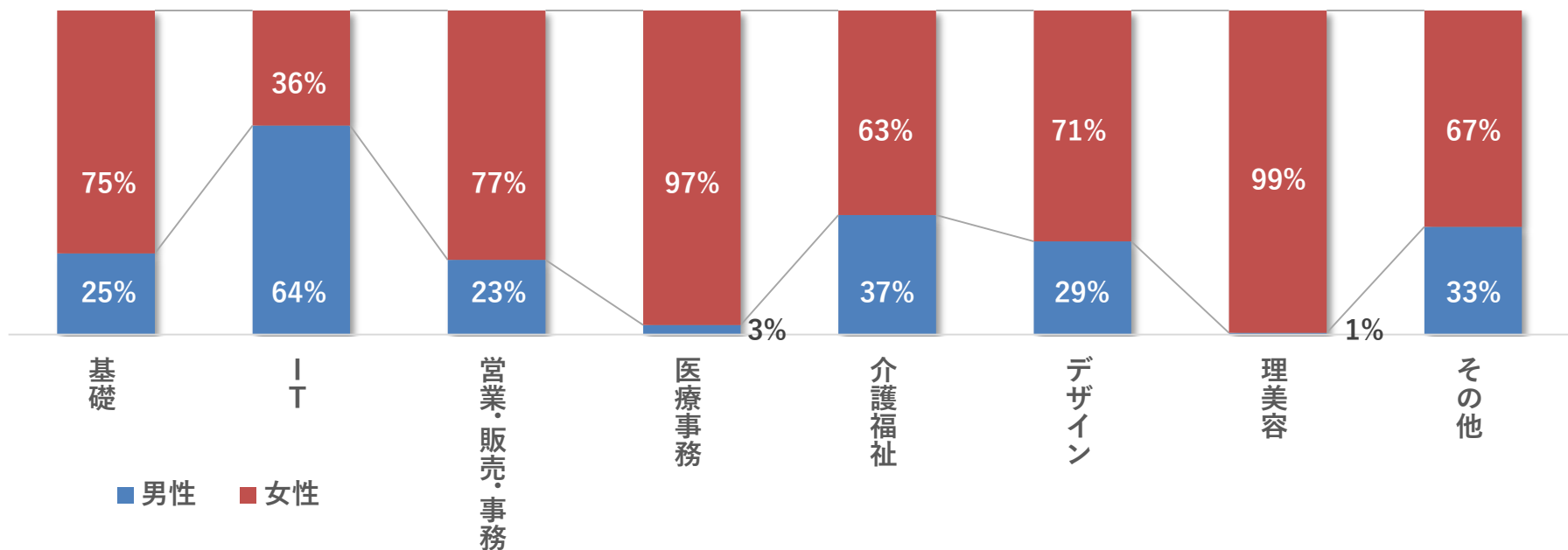
※ 四捨五入による端数処理のため割合の合計が100%にならないことがある

求職者支援訓練受講者数の分野別割合（令和2年度）

① 分野別割合



② 分野別、男女割合



※ 四捨五入による端数処理のため割合の合計が100%にならないことがある

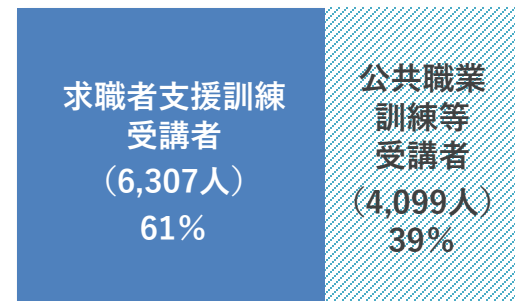
職業訓練受講給付金受給者の状況（令和2年度）

求職者支援訓練受講者数 23,734人

① 求職者支援訓練受講者に占める 給付金受給者の割合



② 訓練別の給付金受給者の割合



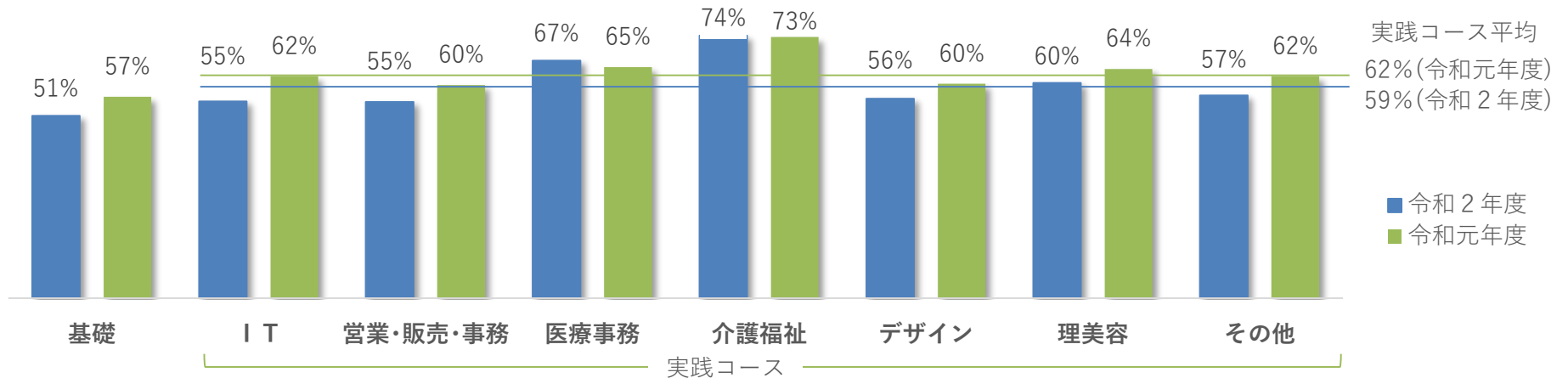
給付金受給者 10,406人

※1 給付金受給者は、令和2年度に給付金を初めて受給した者の数

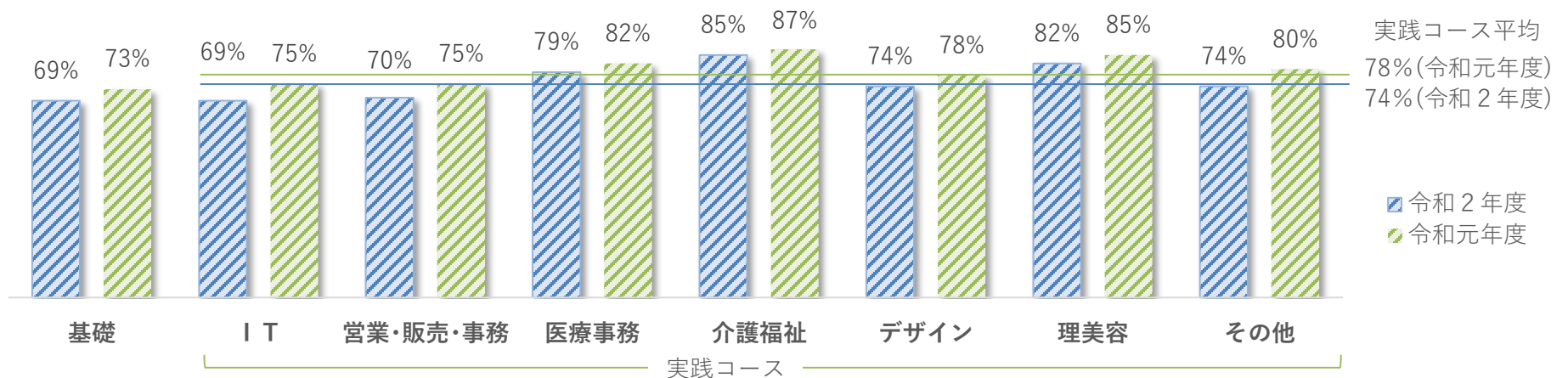
※2 給付金は、求職者支援訓練と公共職業訓練等の受講者のうち、支給要件を満たす者に支給する。公共職業訓練等は、公共職業訓練と氷河期世代向け訓練

求職者支援訓練受講者の分野別就職率（グラフ）

① 雇用保険が適用される仕事に就職した者の率



② 雇用保険が適用されない仕事を含む仕事に就職した者の率



※1 令和2年度は12月末までに終了した訓練コースの就職者の率

※2 就職率は、以下の算定式（式の分母分子から訓練終了日において65歳以上の者を除く）により算出
就職者数(雇用保険適用) ÷ 修了者等数（就職理由中退者+訓練修了者-次の訓練を受講する者(基礎コースのみ)）

※3 ②は雇用保険が適用されない仕事（パート、アルバイト、自営、フリーランスなど）を含む仕事に就職した者の率

求職者支援訓練受講者の分野別就職率（表）

	コース数	受講者数	就職理由以外 の中退者数	①就職理由 中退者数	②修了者数	③訓練連続 受講者数	④ 修了者等数 (①+②-③)	⑤就職者数	就職率 (⑤/④)	(参考) 従前の 就職率	令和元年度	
											就職率	従前の 就職率
基礎コース	508	4,127	443	248	3,436	179	3,505 (3,369)	1,766 (1,724)	51.2%	69.2%	56.5%	72.9%
実践コース	1,176	12,054	1,681	902	9,429	-	10,331 (10,140)	6,025 (5,968)	58.9%	74.3%	62.4%	78.4%
IT	120	1,403	254	141	990	-	1,131 (1,124)	620 (620)	55.2%	69.1%	62.3%	74.6%
営業・販売 ・事務	413	3,762	411	347	3,004	-	3,351 (3,287)	1,822 (1,810)	55.1%	69.7%	59.8%	74.5%
医療事務	85	754	65	45	644	-	689 (685)	457 (457)	66.7%	78.7%	64.8%	81.5%
介護福祉	158	1,373	122	11	1,240	-	1,251 (1,177)	907 (868)	73.7%	85.0%	73.3%	87.2%
デザイン	180	2,485	458	210	1,817	-	2,027 (2,016)	1,132 (1,129)	56.0%	73.9%	60.2%	78.0%
理美容	107	1,107	182	46	855	-	901 (898)	542 (542)	60.4%	82.0%	64.3%	84.9%
その他	113	1,170	189	102	879	-	981 (953)	545 (542)	56.9%	73.5%	62.3%	79.5%

※1 令和2年度は12月末までに終了した訓練コースの就職者の率

※2 就職率は、以下の算定式（式の分母分子から訓練終了日において65歳以上の者を除く）により算出

就職者数(雇用保険適用) ÷ 修了者等数 (就職理由中退者 + 訓練修了者 - 次の訓練を受講する者(基礎コースのみ))

※3 従前の就職率は、雇用保険が適用されない仕事（パート、アルバイト、自営、フリーランスなど）を含む仕事に就職した者の率

訓練受講申込事例（求職者の声）（令和2年度）

		受講申込につながった事例	受講申込につながらなかった事例
失業中の求職者		<ul style="list-style-type: none"> ・事務職の求人に応募し不採用が続いていたが、医療事務の資格を取得する訓練の受講を勧められ応募 ・経験のある営業職での再就職を希望し、不採用が続いていたが、営業での対人スキルを活かした介護職へのキャリアチェンジを勧められ、訓練に応募 ・調理の仕事をしていましたが、キャリアチェンジを希望。パソコンが操作できると応募可能な求人の幅が広がるとの助言を受け、訓練に応募 	<ul style="list-style-type: none"> ・早く就職したいので、訓練の受講は考えていない ・経験を活かして再就職したいので、他職種への転職を前提とした訓練は考えていない ・新型コロナウイルス感染症に感染するおそれがあるため、今は訓練の受講は考えられない ・コロナ禍で電車やバスに乗るのを最小限にしたい。訓練は受けたいが今はやめておく
在職中の求職者	シフト制で働く者	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店でアルバイトをしていたが、シフトが減り、週2日しか働けなくなった。ネイルサロンへの就職を目指し、訓練に応募 ・飲食店でアルバイトをしているが、シフトに入れず月の収入が6万円以下。事務職か営業職に就くため、オフィスソフトの訓練に応募 	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店勤務。シフトが減って生活は苦しいが、今の仕事を続けたい。業況が回復するまで兼業する仕事を探しており、訓練を受けて転職するつもりはない ・早期就職を希望しているので、訓練は考えていない ・経験職種で再就職したいので、訓練は考えていない
	フリーランス・自営業者	<ul style="list-style-type: none"> ・アロマセラピーの仕事を自営しているが、コロナ禍で顧客が激減。職業相談の結果、医療事務に興味があることが分かり、訓練に応募 ・美術関係の自営をしていたが、コロナ禍で仕事が減少。美術・デザインの知識を活かせるWEBデザインの訓練を勧められ応募 	<ul style="list-style-type: none"> ・今まで自身が行ってきた事業に関連する仕事に就きたい ・仕事量が増加するまでダブルワークしたい。転職を前提とした訓練は考えていない
	休業中の者	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店のホールで働いているが休業となった。未経験だがWEBクリエイターの仕事に興味があり、訓練の受講を勧められ応募 	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止重点措置適用により飲食店が休業となったが、解除後に同じ仕事に戻りたい ・居酒屋で調理人として働いているが、休業となり退職予定。パソコンの訓練を検討したが、収入を得るための就職を優先
	その他在職者	<ul style="list-style-type: none"> ・小売業で働いているが、事務職への転職を希望。パソコンが使えなかったため、訓練の受講を勧められ、訓練に応募 ・営業職として働いているが、会社の業績不振から早期退職に应诉することとした。介護職に興味があったものの、未経験職種へ転職に決心がつかなかったが、介護訓練の受講を勧められ応募を決意した 	<ul style="list-style-type: none"> ・早期の転職を希望しており、訓練に時間をかけるつもりはない ・転職に必要な資格取得のため訓練を検討したが、家族を養うために早期再就職する必要があり、訓練の応募を断念 ・現在の職種の業況が改善したら同じ職種で働きたい。それまでのつなぎの仕事を探しており、訓練を受けて他の職種で再就職するつもりはない

求職者支援制度の周知・広報について

(利用者目線に立った積極的な周知・広報)

- わかりやすい広報媒体（周知用リーフレットなど）の作成、周知
- 広報媒体を活用したハローワークでの制度活用の働きかけ

➡ [周知・広報の成果]
求職者支援制度の
専用サイト月平均アクセス数
前年度から3倍増
約4万件→約12万件

(政府広報を活用した周知・広報)

- バナー広告などを活用した周知、広報

(生活困窮者の支援機関と連携した周知・広報)

- 社会福祉協議会、自立相談支援機関での、ハローワーク職員による出張相談、説明会などの実施
- 社会福祉協議会、自立相談支援機関のホームページへの周知用バナーの掲載（協力依頼）

(SNSを活用したプッシュ型広報の強化)

- 本省のSNS、首相官邸メルマガなどによる制度情報の定期的な発信
- 本省、労働局、ハローワークのSNSによる、訓練コースの募集開始情報などの発信

(民間サイト、雑誌などによる周知、広報)

- 民間求人サイト、求人情報誌などに周知用バナーや制度情報などを掲載（協力依頼）

(各種バナー)

再就職 転職を支援 ハローワーク
求職者支援制度
月10万円 給付金 + 無料の 職業訓練 + 就職 サポート

月10万円 給付金 + 無料の 職業訓練 再就職 転職を支援!! ハローワーク
求職者支援制度 詳細はこちら ▶

月10万円の給付金+無料の職業訓練
求職者支援制度 ハローワーク

再就職や転職を目指す方へ
月10万円の給付金+無料の職業訓練
ハローワーク **求職者支援制度**

求職者支援制度に関する閣議決定

経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日 閣議決定）抄

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～

5. 4つの原動力を支える基盤作り

（4）セーフティネット強化、孤独・孤立対策等

（求職者支援制度等のセーフティネットの強化）

今般の感染症の影響を踏まえ特例措置を講じた、第2のセーフティネットである求職者支援制度や、高等職業訓練促進給付金について、更なる拡充も見据え、その成果や課題を検証した上で、財源の在り方も含めて見直す。（略）非正規雇用労働者等やフリーランスといった経済・雇用情勢の影響を特に受けやすい方へのセーフティネットについて、生活困窮者自立支援制度や空き家等を活用した住宅支援の強化等による住まいのセーフティネットの強化を含めその在り方を検討するとともに、被用者保険の更なる適用拡大及び労災保険の特別加入の拡大を着実に推進する。